

第 1 号議案

広域機関主宰 電源接続案件募集プロセスの募集要綱の策定について (北関東東部エリア) (案)

業務規程第 80 条第 1 項に基づき、以下のとおり、電源接続案件募集プロセスの前提条件を定め、これを含む募集要綱を策定するとともに公表する。

1. 対象となる案件名称

北関東東部エリア電源接続案件募集プロセス

2. 前提条件

| | | |
|--------------------------|---|--------|
| 共同負担の対象となる入札対象設備及び対策工事内容 | ・ 500 kV 送電線新設工事 ・ 275 kV 常陸那珂火力線接続変更工事 | |
| 入札対象工事の工事費総額 | 約 287.5 億円 (税抜) | |
| 入札対象設備の工事完了予定時期 | 電源接続案件募集プロセス完了時から約 9 年 2 か月 ^{※1} | |
| 募集する容量 | 約 630.6 万 kW ^{※2} (入札対象工事に接続する電源の募集容量は、約 214.6 万 kW。また、その他の電源の募集容量は、約 416.0 万 kW。) | |
| 募集エリア ^{※3} | 茨城県 | 水戸市 他 |
| | 栃木県 | 宇都宮市 他 |
| | 群馬県 | 館林市 他 |
| | 埼玉県 | 加須市の一部 |
| 暫定的に送電系統に確保する容量 | ・新設する 500 kV 送電線及びその上位系統：約 214.6 万 kW ・275 kV 那珂線、新筑波変電所 500 / 154 kV 変圧器及びその上位系統：約 416.0 万 kW | |

※ 1 本プロセス完了後の諸手続き期間含む

※ 2 接続する系統電圧等によって、募集する容量 (連系可能量) が変更となる場合があります。

※ 3 詳細は、添付 2 募集要綱による。

3. 募集要綱

添付2のとおり

4. 募集要綱の公表日

2019年2月6日

以 上

添付1：募集要綱の妥当性確認の結果

添付2：北関東東部エリアにおける電源接続案件募集プロセス募集要綱

電力広域的運営推進機関による妥当性確認の結果 (北関東東部エリアにおける電源接続案件募集プロセス 募集要綱)

| 項目 | 評価 | 確認内容 | 資料 |
|---|----|---|-----|
| 1 募集規模（系統増強規模）の合理性 | | | |
| 系統連系希望者が負担可能な範囲内で最大限の連系が可能となる仕組みとなっているか | ○ | <ul style="list-style-type: none"> 募集要綱に記載する入札対象工事は、系統連系希望者の受容性を考慮して、応募想定電源等の連系に必要な経済合理性で優位となる設備増強工事となっている。 募集容量を応募容量が上回った場合の対応は、モデル募集要綱のとおり。 | 別紙1 |
| 選定した系統増強内容の工事費および工期は、妥当か | ○ | <ul style="list-style-type: none"> 当機関で用いている検証データと比較して、大きな乖離がないことを確認し、妥当。 | 別紙2 |
| 2 優先系統連系希望者決定方法の公平性 | | | |
| 優先系統連系希望者の決定方法は、入札等の公平性及び透明性の確保された手続きか | ○ | <ul style="list-style-type: none"> モデル募集要綱のとおり（開札は、本機関立会いのもと実施し、入札負担金単価が高い順に、募集容量の範囲内の系統連系順位の入札者に対し、優先系統連系希望者を決定することを明記） | — |
| 3 費用負担の適正性 | | | |
| 工事費を超過する入札額などの精算方法は、一部の発電事業者が過度に利益を享受したり、広域機関及び一般送配電事業者が利益を得るような仕組みになっていないか | ○ | <ul style="list-style-type: none"> モデル募集要綱のとおり（費用負担については、電源線省令および費用負担GLに基づき、整理し、各事業者の入札負担金及び一般負担の合計が入札対象工事費を超過する額に対しては、入札対象工事額が充足する範囲で、減額補正する仕組みを設定） | — |

| 項目 | 評価 | 確認内容 | 資料 |
|-----------------------------------|----|--|----|
| 4 募集の実行性、透明性 | | | |
| 実施にあたって必要な内容（別表）が記載されているか | ○ | ・記載あり（別表のとおり） | 別表 |
| プロセスの長期化を防止する仕組み講じているか | ○ | ・モデル募集要綱のとおり（共同負担意思の確認において、負担可能上限額を予め申告頂く方法を明記） | — |
| 不正を誘発したり、プロセスが不成立になり易い仕組みになっていないか | ○ | ・モデル募集要綱のとおり（不当に高額な入札による系統連系優先順位取得を抑止する工事費負担金補正方法を設定） | — |
| 可能な限り透明性を確保できているか | ○ | ・モデル募集要綱のとおり（開札の広域機関の立会い、手続の詳細について明記） | — |
| 5 募集プロセスの実施期間 | | | |
| プロセス開始日から1年以内に完了するスケジュールとなっているか | ○ | ・入札対象工事の規模選定等で3ヵ月程度要したが、募集要綱公表から完了までは、基本的な進め方に則り約10ヵ月を予定（2019.2.6 募集要綱公表～2019.12.中旬完了予定） | — |

別表 募集要綱の必須記載事項

| 項目 | 関係規定 | 記載の有無 |
|---|----------------------------|-------|
| 1 入札募集の概要 | | |
| 募集する電源 | — | ①・無 |
| 募集対象とする工事の概要 | — | ①・無 |
| 募集対象エリア | — | ①・無 |
| 募集スケジュール | 規程第 88 条 | ①・無 |
| 2 募集の実施 | | |
| 応募方法、申込み提出先 | 規程第 81 条第 4 項 指針第 122 条 | ①・無 |
| 申込み済みの契約申込み案件が応募した場合の取扱い | — | ①・無 |
| 接続検討(1回目[応募後])の検討条件、 工事費負担金算定方法 | — | ①・無 |
| 入札方法 | 規程第 83 条 | ①・無 |
| 開札方法 | 規程第 83 条 | ①・無 |
| 優先系統連系希望者の決定方法 | 規程第 83 条 | ①・無 |
| 再接続検討(優先系統連系希望者決定後)の検討条件、 工事費負担金算定方法 | 規程第 84 条 | ①・無 |
| 入札負担金が入札対象工事費を超過する 場合の入札負担金補正方法 | — | ①・無 |
| 優先系統連系希望者に対する工事費負担金 共同負担の意思確認方法 | 規程第 85 条 | ①・無 |
| 工事費負担金共同負担の意思確認が できなかった場合の取扱い | 規程第 86 条 | ①・無 |
| 工事費負担金確定後の工事費負担金の 負担に関する契約の書面での締結 | 規程第 87 条第 1 項 | ①・無 |
| 募集プロセスの完了(成否)条件 | 規程第 87 条第 2 項 | ①・無 |
| 募集プロセス成立に伴う契約申込み | 指針第 123 条 | ①・無 |
| 募集プロセス不成立時の取扱い | — | ①・無 |
| 応募後の辞退手続き | — | ①・無 |
| 募集プロセスの結果公表 | 規程第 87 条第 3 項 | ①・無 |
| 3 工事費負担金および工事完了後の精算 | | |
| 工事費負担金の算出方法 | — | ①・無 |
| 工事完了後における工事費実費と工事 費負担金契約額の過不足額の精算方法 | — | ①・無 |
| 当該設備の使用開始後 3 年までに新た に利用する事業者から申し受ける工事 費負担金の精算方法 | — | ①・無 |
| 4 その他 | | |
| 送電系統の容量確保 | 規程第 77 条第 6 項 | ①・無 |
| 募集プロセス実施中のアクセス申込み (事前相談、接続検討、契約申込み、同 時申込み)の取扱い | — | ①・無 |
| 申込み済みの契約申込み案件が応募し た場合の取扱い | — | ①・無 |
| 募集プロセスの中止 | 規程第 89 条 | ①・無 |

北関東東部エリアにおける電源接続案件募集プロセス 募 集 要 綱

2019年2月6日

電力広域的運営推進機関

本募集要綱で使用する用語は、特に定義しない限り、電気事業法その他の関係法令並びに電力広域的運営推進機関の定款、業務規程及び送配電等業務指針における用語と同一の意味を有するものいたします。

目 次

| | | |
|---|----------------------|----|
| 1 | 電源接続案件募集プロセスの概要..... | 1 |
| 2 | 電源接続案件募集プロセスの流れ..... | 5 |
| 3 | 工事費負担金について..... | 19 |
| 4 | 工事費負担金補償契約について..... | 22 |
| 5 | 辞退の手続について..... | 23 |
| 6 | その他..... | 24 |

| | |
|---------|--|
| (別紙 1) | 募集対象エリア |
| (別紙 2) | 入札対象工事の概要 (プロセス開始申込みに基づく設備対策) |
| (別紙 3) | 電源接続案件募集プロセスの流れ |
| (別紙 4) | 提出・問合せ先 (窓口) |
| (別紙 5) | 入札対象工事实施後における募集対象エリアの空容量マッピング |
| (別紙 6) | 入札・系統連系順位等に関する補足 |
| (別紙 7) | 電源接続案件募集プロセスにおける 系統連系順位の決定及び工事費負担金算定イメージ (例示) / 工事費負担金補償金額の原則確定及び先行事業者等が辞退した場合の精算イメージ (例示) |
| (別紙 8) | 応募容量が募集容量を超過した場合等の入札方法について |
| (別紙 9) | 入札の成立条件を満たさない場合における対応について |
| (別紙 10) | 広域系統長期方針に基づく流通設備効率の向上に向けた取組み |

| | |
|------------|--------------------------|
| (様式 1) | 応募申込書 |
| (様式 2 - 1) | 入札書 |
| (様式 2 - 2) | 入札申込書 |
| (様式 3 - 1) | 共同負担意思確認書 (共同負担の意思がある場合) |
| (様式 3 - 2) | 共同負担意思確認書 (共同負担の意思がない場合) |
| (様式 4) | 辞退書 |

1 電源接続案件募集プロセスの概要

- ・電力広域的運営推進機関（以下「本機関」といいます。）は、2018年10月31日に北関東東部エリアにおける電源接続案件募集プロセス（以下「本プロセス」といいます。）を開始いたしました。

つきまして、本募集要綱により、当該エリアにおいて連系等を行うにあたり必要となる設備対策について、他の系統連系希望者と共用して連系等を希望する発電設備等を入札により募集します。

1. 1 募集する電源

- ・募集対象エリア内（別紙1参照）において、高圧又は特別高圧の送電系統に連系して電力を流入する発電設備等

1. 2 入札対象工事の概要

- ・電源接続案件募集プロセスにおける入札対象工事については、募集対象エリア内の全ての系統連系希望者が共用する設備対策を入札対象工事としています^{*1}。
- ・同プロセスにおいては、応募者の最大受電電力の合計（以下「応募容量」といいます。）を踏まえて複数の入札対象工事を検討の上、それらの対策工事を対象とした入札により、系統連系希望者の負担可能な範囲内で、系統連系希望者が最大限に連系可能となる設備対策を行うことを志向しています。
- ・本募集要綱の公表段階においては、本プロセスの開始申込みに基づく設備対策（下表）を入札対象工事として設定し、共用する系統連系希望者を募集いたしますが、前項の観点から、応募容量が募集容量を超過した場合等においては、入札段階において、当該設備対策に加えて全ての応募者が連系可能な増強工事等の複数の増強工事を入札対象工事として提示します^{*2 *3}。

| 項目 | 本プロセスの開始申込みに基づく設備対策 |
|----------------------|---|
| 対策工事名称 | 500kV 送電線新設工事 275kV 常陸那珂火力線接続変更工事 (別紙2参照) |
| 入札対象工事費 | 約287.5億円(税抜) ^{*4} |
| 工事完了予定時期 | 本プロセス完了時から約9年2か月後 ^{*5} (2029年2月目途) |
| 募集容量 (対策後の連系可能量) | 約630.6万kW ^{*6} (入札対象工事に接続する電源の募集容量は、約214.6万kW。また、その他の電源の募集容量は、約416.0万kW。) |
| (参考) 入札対象工事費/募集容量 | 約0.5万円/kW |

- ※1 連系にあたっては、他の系統連系希望者と共用しない設備対策や一部の系統連系希望者と共用する設備対策として、電源線工事やその他供給設備工事等があります（後記3参照）。
- ※2 応募容量によっては、入札において提示される入札対象工事が本募集要綱に記載の増強工事のみとなる場合があります。
- ※3 応募容量が募集容量を超過した場合に入札において提示される増強工事の内容は、一般的に、連系可能量は増加するものの工事の規模が大きくなるため、本プロセスの開始申込みに基づく設備対策よりも工事完了予定時期が遅くなることが想定されます。
- ※4 募集容量へ全量連系した場合、入札対象工事に接続する事業者の電源線に係る費用に関する省令に基づく費用負担の算定額は、特定負担 約97.8億円、一般負担（託送料金を通じて広く系統利用者が負担する費用）^{※8} 約0.0億円となる見込みです。また、その他の事業者の国の「発電設備の設置に伴う電力系統の増強及び事業者の費用負担等の在り方に関する指針」（平成27年11月6日、資源エネルギー庁。以下「費用負担ガイドライン」といいます。）に基づく費用負担ルールにおける算定額は、特定負担 約0.0億円、一般負担（託送料金を通じて広く系統利用者が負担する費用）^{※8} 約189.7億円となる見込みです。なお、連系先によって特定負担と一般負担の割合が変更となる場合があります。
- ※5 本プロセスが後記1.3のとおり順調に進むとともに、速やかに諸契約が締結され、本プロセス完了の5か月後（2020年5月）に工事着手できた場合の予定時期となります。
 なお、実際の工事完了時期は、募集スケジュール、対策工事に伴う現地調査・用地交渉・作業停止調整・昇圧協力等により、当初の予定から変動する可能性があります。
- ※6 接続する系統電圧等により、募集容量（対策後の連系可能量）が変更となる場合があります。
- ※7 一般負担額のうち、「ネットワークに接続する発電設備の規模に照らして著しく多額」として本機関が指定する基準額（以下「一般負担の上限額」といいます。）を超過する額については、特定負担となります（別紙7参照）。

1.3 スケジュール^{※8}

| | |
|-------------|------------------------|
| 2018年10月31日 | ・本プロセスの開始・公表 |
| 2019年2月6日 | ・募集要綱の公表 |
| 2019年2月7日 | ・応募の受付開始 |
| 2019年2月21日 | ・説明会の開催 |
| 2019年3月8日 | ・応募の受付締切 ・応募書類の内容確認 |

| | |
|-------------|---|
| 2019年3月25日 | ・接続検討の開始 |
| 2019年6月下旬頃 | ・接続検討結果の回答 ・入札の受付開始 |
| 2019年7月下旬頃 | ・入札の受付締切 ・第1次保証金の振込期限(開札日の2営業日前まで) ・開札(優先系統連系希望者の決定) ・再接続検討の開始 |
| 2019年10月中旬頃 | ・再接続検討結果の回答 ・共同負担意思の確認及び負担可能上限額の申告 ・第2次保証金の振込期限 ・工事費負担金補償契約の締結 |
| 2019年12月中旬頃 | ・本プロセスの完了 ・本プロセスの結果公表 |

※8 スケジュールについては、応募の状況等により変更となる場合があります。

1. 4 電源接続案件募集プロセスの運営

- ・本機関は、本プロセスの対象となる送電系統を運用する一般送配電事業者である東京電力パワーグリッド株式会社(以下「東電PG」といいます。)と協力し、本プロセスを実施いたします(別紙3参照)。
- ・そのため、本プロセスにおける応募や入札等の窓口、資料の発送元等が東電PGとなることがありますので、ご注意ください。
- ・応募者から受領した資料は、本プロセスの遂行及び本プロセス完了後のシステムアクセス業務以外の目的で使用いたしません。また、同資料については、本プロセスの成立・不成立にかかわらず返却いたしません。

1. 5 留意事項

- ・発電設備等の連系等には入札対象工事以外の対策工事も必要となりますので、入札対象工事以外の対策工事の工事費負担金や工期等にご留意ください(工事費負担金については後記3参照)。
なお、入札対象工事实施後における募集対象エリアの送電系統の状況について別紙5に示しますので、入札対象工事以外の対策工事の必要性を推察する資料として応募を検討する際にご活用ください。
- ・応募状況や入札結果を踏まえて発電設備等の連系等に必要となる対策工事の工事費負担金概算や所要工期等は、接続検討及び再接続検討の回答においてお示しします。
- ・本プロセスの応募者が、本募集要綱に定める手続等に違反した場合又は本プロ

セスの公平性若しくは透明性を阻害する行為等を行った場合は、原則として、当該応募者は本プロセスを辞退したものと取り扱います。なお、辞退したものと取り扱われる場合、当該応募者が行った全ての行為（接続検討申込み、応募、入札等）は無効となります。

- 原則として、同一事業地における50kW以上の設備を50kW未満の設備に分割する場合は高圧の送電系統に連系する発電設備として扱います。

2 電源接続案件募集プロセスの流れ

2. 1 応募の申込み（接続検討の申込み）

(1) 応募申込書の提出

- a 提出書類
 - ・ 応募申込書（様式1）
 - ・ 添付書類（後記2. 1（2）参照）
- b 提出先
 - ・ 東電PGの窓口へ提出してください。（別紙4参照）
- c 提出方法
 - ・ 応募書類は全て郵送にて提出してください。郵送の際は簡易書留等の配達記録が残る方法にて提出してください。応募書類を受領いたしましたら、東電PGから受付番号を記載した写しを返送いたします。
- d 応募期間
 - ・ 応募期間：2019年2月7日（木）～2019年3月8日（金）
（2019年3月8日（金）必着）
- e 提出部数
 - ・ 1部

(2) 添付書類等

- ・ 接続検討申込書^{※9 ※10}
- ・ 検討料（20万円＋消費税等相当額）^{※11 ※12}

※9 本プロセスの対象となる送電系統を運用する一般送配電事業者の親子法人等である特定系統連系希望者（最大受電電力が1万キロワット以上の発電設備等の連系等を希望する者）の接続検討申込先は、必ず本機関としてください。また、特定系統連系希望者が希望する場合においても、東電PGではなく本機関に対して接続検討の申込みを行うことも可能です。その場合は、接続検討申込書の宛名を本機関とした上で、別紙4の窓口へ提出してください。

※10 次のいずれかに該当する場合は、当該案件に対応する資料を提出してください。

- ・ 接続検討申込中（回答未受領）の案件にて応募する場合：接続検討申込書の写し
- ・ 接続検討の回答を受領済みの案件にて応募する場合：接続検討回答書の写し

※11 接続検討申込中（回答未受領）の案件にて応募する場合は、検討料を不要とします。ただし、本プロセスにおいて接続検討を行うことから、申込中の案件に対する回答はいたしません。

※12 応募書類を受領後に東電PGより検討料の請求書を送付いたしますので、接続検討開始予定日の前営業日までに請求書に同封される東電PG所定の振

込用紙にてお振込みください。

(3) 留意事項

- ・ 1 発電場所につき 1 申込みとします（最大受電電力や連系希望電圧等を変えて複数の申込みを行うことはできません）。

なお、同一地点で異なる電源接続案件募集プロセスに応募した場合は、先に応募した電源接続案件募集プロセスについては辞退したものとして取り扱います。

- ・ 切手等郵送費用は応募者負担といたします。
- ・ 原則として、応募締切以降の応募書類の変更は認めません。
- ・ 必要に応じて、追加資料の提出をお願いする場合があります。
- ・ 応募書類に不備がある場合（発電場所や受電地点が不明確な場合等）は応募書類の補正を求める場合があります。
- ・ 接続検討開始予定日の前営業日までに応募書類の補正がなされない場合又は検討料の振込みがない場合は、原則として、応募を無効とします。その場合には、当該応募者に通知するとともに、検討料の振込みがなされている場合には検討料を返金いたします。

なお、応募書類の提出にあたっては、応募書類の補正の可能性や郵送や振込手続に要する期間等を踏まえ、早期の提出に努めていただきますようお願いいたします。

- ・ 接続検討開始予定日以降に応募者が辞退した場合、又は辞退したものとして取り扱われる場合は、原則として、検討料を返金いたしません。
- ・ 応募者の最大受電電力の合計（以下「応募容量」といいます。）が本機関の想定を著しく上回る場合で、入札対象工事等を見直した上で募集対象エリアを拡大して電源接続案件募集プロセスを実施した方が良いと本機関が判断したときは、募集対象エリア及び入札対象工事等を見直した募集要綱にて、改めて、連系等を希望する発電設備等を募集することがあります。
- ・ 応募容量が募集容量を著しく下回った場合等においては、系統増強規模を縮小し、入札対象工事の内容を変更することがあります。なお、その場合には、応募者に対し、接続検討回答時に通知いたします。

2. 2 接続検討の実施

- ・ 応募の締切後、応募書類に基づき、全ての応募者について、接続検討を行います。

2. 3 接続検討結果の回答

- ・ 接続検討の結果は、原則として^{*13}、接続検討開始日から 3 か月以内に回答いたします。

- ・接続検討回答に入札対象工事以外の供給設備工事（66kV以上）を含む場合は、工事箇所の現状の空容量、設備を共用する応募容量、対策工事費及び工期についてお知らせします。
- ・応募者に対しては、接続検討の回答にあわせ、入札及び入札額（入札負担金単価×最大受電電力）検討のための情報として、応募件数、応募容量、最低入札負担金単価等をお知らせします（別紙6参照）。

※13 応募件数が著しく多く検討が輻輳する場合など、接続検討の回答が回答予定日を超えている場合があります。その場合は、超過することが判明次第速やかに、その理由、進捗状況及び本プロセスの今後の見込み（延長後の回答予定日を含む。）について応募者に連絡いたします。

2.4 入札

(1) 入札手続

- ・接続検討の回答後、入札に申し込む応募者は、入札対象工事^{※14}に関する工事費負担金として、入札負担金単価を記載した入札関係書類を入札締切日までに提出してください。
- ・入札にあたっては、最低入札負担金単価を設けますので、最低入札負担金単価以上の単価で入札してください。
- ・最低入札負担金単価は、原則として、入札対象工事費を応募容量^{※15}で除した単価を基準に設定^{※16}し、接続検討の回答時に通知いたします。
なお、参考値として、入札対象工事費を募集容量で除した単価は0.5万円/kW（税抜）となります。
- ・入札負担金単価の最小単位は1円/kWといたします。

※14 応募容量が募集容量を超過した場合等においては、原則として、入札段階において、「募集要綱に記載の増強工事」に加えて「全ての応募者が連系可能な増強工事」等の複数の増強工事を入札対象工事として提示します。その場合の入札方法については別紙8をご参照ください。

※15 応募容量が募集容量を上回る場合は、募集容量とします。

※16 一般的には、連系等に伴う費用負担の一部が一般負担となることを踏まえ、入札対象工事費を応募容量で除した単価よりも低い最低入札負担金単価となりますので、別紙6をご確認ください。

a 提出書類

- ・入札書（様式2-1）
- ・入札申込書（様式2-2）

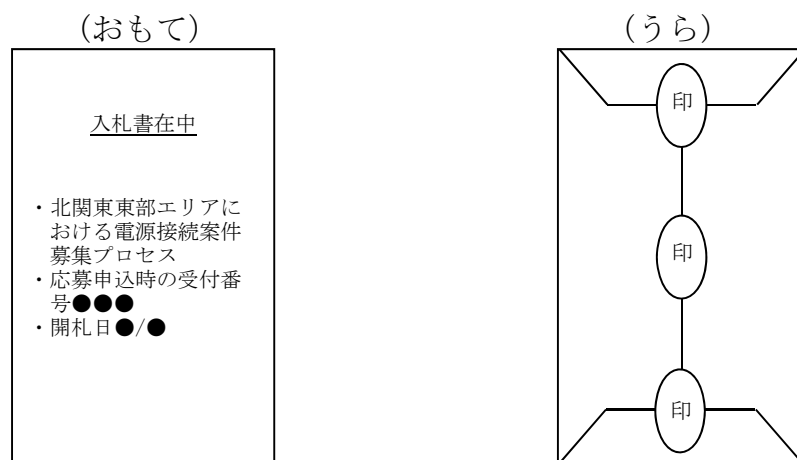
b 提出方法

- ・封筒は、次のとおり中封筒と外封筒の二重封筒としてください。

(a) 中封筒

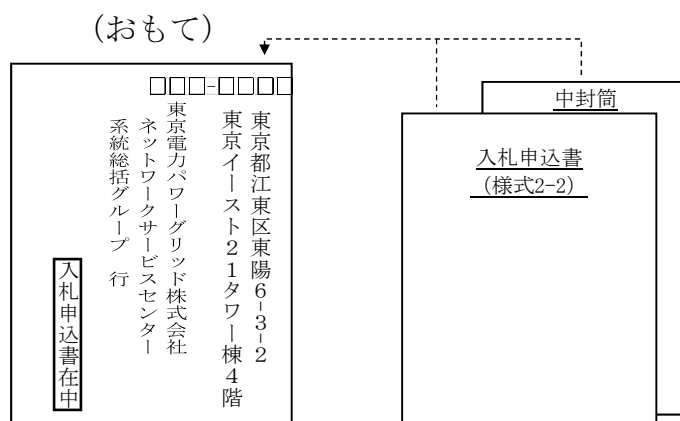
入札書（様式2-1）を封入の上、封印してください。また「入札書在

中」と表記するとともに「北関東東部エリアにおける電源接続案件募集プロセス（本プロセスの名称）」「応募申込時の受付番号」「開札日」を記載してください。



(b) 外封筒

入札書（様式2-1）を封入した中封筒と入札申込書（様式2-2）を、接続検討回答を送付した際に同封した入札申込書送付用の封筒に入れ、封緘してください。



- ・入札書提出について記録が残るよう、簡易書留等の配達記録が残る郵送方法にて、入札締切日必着にて提出してください。
- ・押捺する印は、『応募申込書（様式1）』と同一としてください。
- ・切手等郵送費用は入札者負担といたします。

c 提出先

- ・東京電力パワーグリッド株式会社
ネットワークサービスセンター 系統総括グループ
〒135-0016 東京都江東区東陽 6-3-2 東京イースト 21 タワー棟 4 階
(接続検討回答を送付する際に同封する入札申込書送付用の封筒に記載済)

- d 入札期限
 - ・ 2019年7月頃（応募者には接続検討の回答時に別途お知らせします。）
- e 提出部数
 - ・ 1部
- f 留意事項
 - ・ 以下のいずれかに該当する場合は、系統連系希望者の入札が、原則として、無効となります。なお、その場合には、通知の上、第1次保証金（後記2.4（2）参照）として振り込まれた額を返金いたします。
 - （a）記名押捺がない場合
 - （b）意思表示の内容が不明確な場合
 - （c）提出書類に虚偽の記載がある場合
 - （d）入札負担金単価が最低入札負担金単価を下回る場合
 - （e）振込期限までに第1次保証金の振込みがない又は不足している場合
 - ・ 本プロセスの応募者以外は入札できません。
 - ・ 入札締切後は入札負担金単価の変更はできません。
 - ・ 入札に申し込まなかった応募者は、本プロセスを辞退したものとして取り扱います。

（2）第1次保証金（入札保証金）

- a 第1次保証金額
 - ・ 入札にあたっては、次の①又は②のいずれか高い方の金額を第1次保証金としてお振込みください。
 - ① 入札負担金単価 [円/kW]（税抜）×最大受電電力 [kW] × 5%
+消費税等相当額
 - ② 20万円+消費税等相当額
 - ・ 第1次保証金は千円単位とし、千円未満の端数は切り捨ててください。
 - ・ 消費税等相当額は入金締切日の税率にて算定ください。
- b 振込方法と期限
 - ・ 第1次保証金は開札日の2営業日前までにお振込みください。なお、振込手数料は入札者負担とします。
 - ・ 振込先、振込方法、振込期限、開札日等については、接続検討の回答とあわせてご案内します。
- c 第1次保証金の取扱い
 - ・ 第1次保証金の取扱いは、以下のとおりといたします。

- (a) 優先系統連系希望者の第1次保証金
 - ア 本プロセスが成立した場合
 - ・優先系統連系希望者が負担するそれぞれの工事費負担金に充当します。
 - イ 本プロセスが不成立であった場合
 - ・本プロセスの完了後、入札申込書（様式2-2）に記載の口座に返金します。
- (b) 優先系統連系希望者とならなかった系統連系希望者（以下「非優先系統連系希望者」といいます。）の第1次保証金
 - ・本プロセスの完了後、入札申込書（様式2-2）に記載の口座に返金します。
- ・上記にかかわらず、入札者が本プロセスを辞退した場合（本プロセスの辞退については後記5参照）は、第1次保証金を没収いたします。ただし、次のいずれかに該当する場合には、第1次保証金を返金します。
 - (a) 再接続検討の回答における工事費負担金（入札額を除く。）が、接続検討の回答における提示額（入札対象工事費のうち特定負担分を除く。）^{※17} ^{※18}を超過することを理由に辞退した場合
 - (b) 再接続検討の回答における所要工期が、接続検討の回答における工期を超過することを理由に辞退した場合
 - (c) 天災地変、戦争、暴動、内乱その他不可抗力によって本プロセスを辞退せざるを得なくなった場合
- ・入札者から没収した第1次保証金の取扱いは、以下のとおりといたします。
 - (a) 本プロセスが成立した場合
 - ・入札対象工事費に充当します。
 - (b) 本プロセスが不成立となった場合
 - ・本プロセスの完了後、入札申込書（様式2-2）に記載の口座に返金します。
- ・第1次保証金を返金する際に利息は付しません。また、返金に伴う振込手数料は入札者負担とします。

※17 具体的には後記※35に記載する「当該設備対策費用を単独で負担することとなったケース（全額負担ケース）での工事費負担金」を指します。

※18 接続検討の回答における提示額を上回る負担可能上限額（後記2.8(2)参照）を申告している場合には、負担可能上限額となります。

(3) 留意事項（発電場所の重複について）

- ・発電場所の確保は、発電事業を行うにあたっての重要事項の1つであり、系統連系希望者が責任を持って確保するものです。
- ・電源接続案件募集プロセスにおいて、応募者が入札以降に辞退する場合は第

1次保証金が、共同負担意思の表明以降に辞退する場合は第1次保証金及び第2次保証金（後記2.8（3）参照）が、原則として、没収されます。また、同プロセス完了以降に辞退する場合は工事費負担金補償金（後記4参照）をご負担いただくこととなります。このため、他の応募者との発電場所の重複（以下「地点重複」といいます。）により結果として同プロセスを辞退する場合、応募者自身が不利益を被ることとなります。また、入札以降、同プロセス完了までに優先系統連系希望者の辞退が発生すると、再度の再接続検討が必要となる場合があり、同プロセスが遅延する可能性が生じます。こうした影響を回避するためにも、可能な限り入札前までに地権者等と調整を行ってください。

- ・開札の結果、地点重複の優先系統連系希望者が確認された場合^{※19}は、上記の影響を考慮し、当該優先系統連系希望者に地点重複の状況をお知らせしますので、他の重複する優先系統連系希望者や地権者等と調整を行ってください^{※20}。なお、本機関及び東電PGは、かかる調整に関する仲介・あっせんを行うものではなく、また、諸契約締結後も含め、地点重複により発生した如何なる損害も補償しません。

※19 優先系統連系希望者が提出した書面上の記載（申込み時の発電場所の住所等や接続検討申込み時の図面等）等から地点重複が確認された場合に限りです。なお、本機関及び東電PGが、地点重複の有無について網羅的な確認を行うものではなく、また、その正確性の確認をしたものではない点について、ご注意ください。

※20 調整に必要となるため、優先系統連系希望者に対し、他の重複する優先系統連系希望者の連絡先等をお伝えいたします（かかる情報の提供について、優先系統連系希望者への事前・事後の確認等を行うことはありません）。

2.5 開札及び優先系統連系希望者の決定

(1) 開札

- ・開札は、本機関の立会いのもと、東電PGのネットワークサービスセンターにて、公正に実施します。

(2) 系統連系順位の決定

- ・入札者の連系等の優先順位（以下「系統連系順位」といいます。）は、本機関が入札負担金単価の高い順に決定します。
- ・ただし、連系等に伴う費用負担の一部が一般負担となる場合は、入札負担金単価を次のとおり補正した単価にて順位を決定します。

$$\begin{aligned} & \text{入札負担金単価（補正後）} \\ & = \text{入札負担金単価} + \text{当該系統連系希望者の一般負担単価}^{*21} \end{aligned}$$

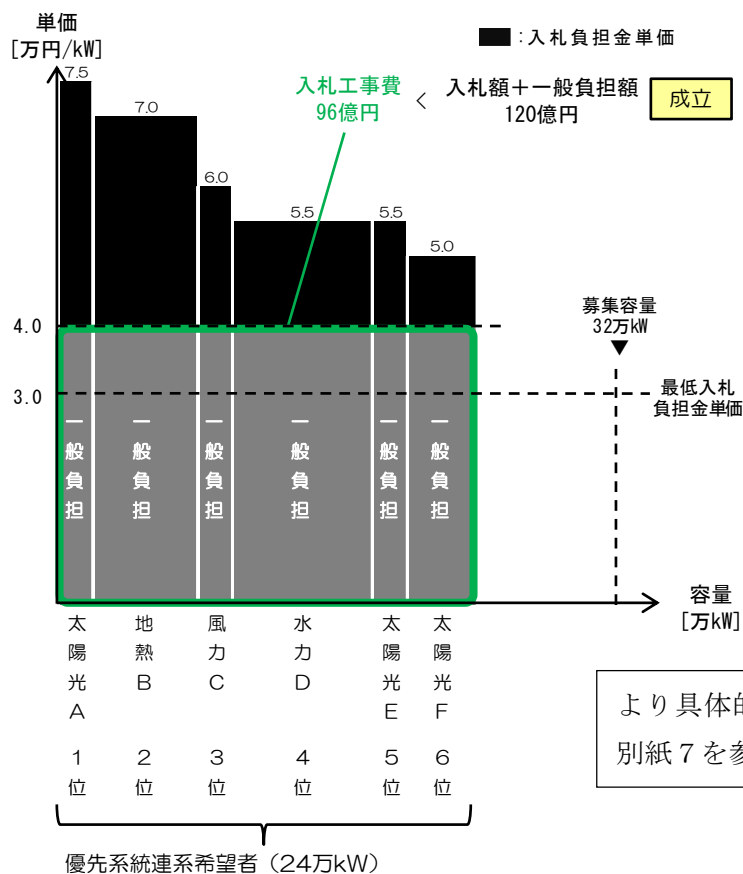
- ・同一の入札負担金単価の入札者間の系統連系順位は、原則として、抽選により決定します。抽選は、本機関の立会いのもと、東電PGのネットワークサービスセンターにて、公正に実施します。
- ・系統連系順位は、開札後において入札の成立条件を満たしている場合に確定するものとし、原則として、その後の状況変化等によって順位は変動しないものとします（入札の成立条件を満たしていない場合は、対策規模の縮小等を検討し、入札の成立条件を満たしたときに確定します）。

※2 1 当該系統連系希望者の一般負担単価 [円/kW]
 = 入札対象工事費のうち一般負担額^{*2 2} [円]
 / 優先系統連系希望者の最大受電電力の合計 [kW]

ただし、当該系統連系希望者の電源種別の一般負担の上限額を超える場合は、一般負担の上限額。

※2 2 入札の成立条件を満たさない等により対策規模を縮小させる場合は、見直し後の対策規模における一般負担額となります。

〔系統連系順位の決定イメージ〕



(3) 優先系統連系希望者の決定

- ・募集容量の範囲内の系統連系順位の入札者が優先系統連系希望者となります（別紙6参照）。
- ・優先系統連系希望者が連系等を希望しないこと等により、非優先系統連系希

望者が繰り上がりで優先系統連系希望者になることがあります。

(4) 入札の成立条件

- ・入札の成立条件は以下を満たす場合とします。

$$(\text{①} + \text{②})^{*23} \geq \text{③}$$

①：優先系統連系希望者の「入札負担金単価（税抜）×最大受電電力」の合計

②：優先系統連系希望者の「当該系統連系希望者の一般負担単価^{*21}×最大受電電力」の合計

③：入札対象工事費（税抜）

※23 入札以降の辞退等により、第1次保証金及び第2次保証金（後記2.8(3)参照）が没収された場合は、没収された保証金の額を左辺に加算します。

(5) 開札後の通知

- ・開札の結果、入札の成立条件を満たしている場合は、入札者に対して次の内容を通知します。
 - a 優先系統連系希望者
 - ・入札負担金単価
 - ・優先系統連系希望者である旨
 - b 非優先系統連系希望者
 - ・入札負担金単価
 - ・非優先系統連系希望者である旨及び優先系統連系希望者が連系等を希望しない場合等には、優先系統連系希望者となる可能性がある旨

2.6 再接続検討の実施

- ・優先系統連系希望者の決定後、系統連系順位に基づき、全ての優先系統連系希望者について再接続検討を実施します。

2.7 再接続検討の結果の回答

- ・再接続検討の結果を優先系統連系希望者に回答いたします。

2.8 共同負担意思の確認

(1) 共同負担意思の表明

- ・優先系統連系希望者は、再接続検討の回答内容をご確認の上、原則として、回答書の発送日から20営業日以内に、工事費負担金を負担した上で連系等を行う意思があるか否かを、東電PGに共同負担意思確認書（様式3-1又は様式3-2）を提出することをもってご回答ください。

- ・優先系統連系希望者が、工事費負担金の負担意思が無く、連系等を希望しない場合には、本プロセスを辞退したものとして取り扱います。この場合、第1次保証金を没収いたしますので、ご留意ください（前記2.4(2)c参照）。
- ・上記期限内に共同負担意思確認書（様式3-1又は様式3-2）を提出いただけない場合は、原則として、工事費負担金の負担意思が無く、連系等を希望しないものとして取り扱います。
- ・優先系統連系希望者が辞退した場合又は辞退したものとして取り扱われる場合には、当該優先系統連系希望者を控除した上で、再度、優先系統連系希望者を決定し、再接続検討を実施いたします。この場合、繰り上がりで優先系統連系希望者となる非優先系統連系希望者がいる場合には、当該系統連系希望者に再度実施した再接続検討結果を回答いたしますので、当該回答をご確認の上、工事費負担金を負担した上で連系等を行う意思があるか否かを、共同負担意思確認書（様式3-1又は様式3-2）を提出することをもってご回答ください。

(2) 負担可能上限額の申告

- ・共同負担意思確認時に共同負担意思があることを表明する優先系統連系希望者には、他の優先系統連系希望者が辞退した場合の工事費負担金^{※24}の増加に備えて、事業性等から合理的に許容される工事費負担金^{※24}の上限額（負担可能上限額）を、共同負担意思確認書(様式3-1)において予め申告いただき^{※25}、負担可能上限額以下の場合には「負担可能」、負担可能上限額を超過する場合には原則として^{※26}「辞退」と取り扱う^{※27}ことで、都度の共同負担意思確認を不要とし、プロセス完了の早期化を図ります。

※24 入札額を除いた額になります。

※25 負担可能上限額の申告以降、原則として、額の変更は認められませんので、過少に申告して辞退として取り扱われることのないよう、事業性等から合理的に許容される最大限の額にて申告してください。

※26 工事費負担金が当該優先系統連系希望者の負担可能上限額を超過する場合でも、工事費負担金の確定時における入札対象工事の工事費負担金の補正（後記3.3参照）により、入札額の減額補正が見込まれる場合には、当該減額補正予定額も考慮の上、当該優先系統連系希望者が費用負担可能か判断します。

※27 辞退扱いとなる場合についても、第1次保証金の返金事由（前記2.4(2)c参照）に該当しないときは、第1次保証金は没収いたします。

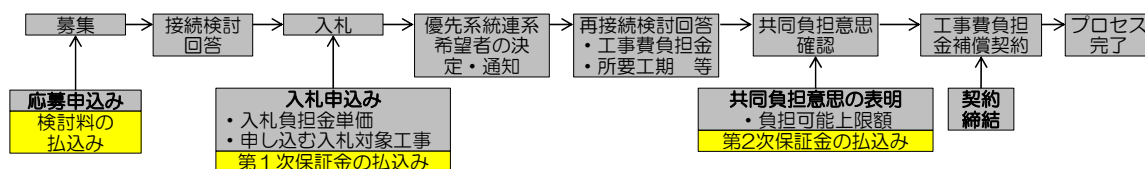
(3) 第2次保証金（共同負担意思保証金）

- ・共同負担意思確認時に共同負担意思があることを表明する場合には、当該共同負担意思の履行を担保するものとして、第2次保証金を申し受けます。
 - 第2次保証金額
 - ・第1次保証金と同額（前記2.4(2)a参照）。
 - 振込方法と期限

- ・振込金額、振込先、振込期限等については、共同負担意思確認時にご案内します。
 - ・振込手数料は優先系統連系希望者の負担とします。
- c 第2次保証金の取扱い
- ・第2次保証金の取扱いは次のとおりといたします。
 - (a) 本プロセスが成立した場合
 - ・優先系統連系希望者が負担するそれぞれの工事費負担金に充当します。
 - (b) 本プロセスが不成立であった場合
 - ・本プロセスの完了後、入札申込書（様式2-2）に記載の口座に返金します。
 - ・上記にかかわらず、優先系統連系希望者が本プロセスを辞退した場合（本プロセスの辞退については後記5参照）は、第2次保証金を没収いたします。ただし、次のいずれかに該当する場合には、第2次保証金を返金します※28。
 - (a) 他の優先系統連系希望者の辞退に伴う再度の再接続検討の結果、工事費負担金※24が、優先系統連系希望者の申告した負担可能上限額※24を超過したことにより辞退として取り扱われる場合
 - (b) 他の優先系統連系希望者の辞退に伴う再度の再接続検討の結果の工期が、共同負担意思の表明の前提とした再接続検討回答の工期を超過していることを理由に辞退した場合
 - (c) 天災地変、戦争、暴動、内乱その他不可抗力によって本プロセスを辞退せざるを得なくなった場合
 - ・優先系統連系希望者から没収した第2次保証金の取扱いは、以下のとおりといたします。
 - (a) 本プロセスが成立した場合
 - ・入札対象工事費に充当します。
 - (b) 本プロセスが不成立となった場合
 - ・本プロセスの完了後、入札申込書（様式2-2）に記載の口座に返金します。
 - ・振込期限までに第2次保証金の振込みがないとき、又は不足しているときには、系統連系希望者の共同負担意思の表明が、原則として、無効となります。その場合は、当該優先系統連系希望者に通知の上、第2次保証金として振り込まれた額を返金いたします。
 - ・第2次保証金を返金する際に利息は付しません。また、返金に伴う振込手数料は優先系統連系希望者の負担とします。

※28 本項ただし書に基づき第2次保証金が返金される場合であっても、第1次保証金の返金事由（前記2.4(2)c参照）に該当しないときは、第1次保証金は没収いたします。

<検討料・保証金払込みのタイミング>



(4) 工事費負担金の確定

- ・入札対象工事について入札の成立条件を満たしている場合で、全ての優先系統連系希望者が工事費負担金を負担可能であるとき、入札対象工事の工事費負担金等の減額補正（後記3.3参照）を実施の上、本プロセスにおける工事費負担金の額が確定^{※29}します。
- ・工事費負担金の額が確定した場合、次の内容を該当者に連絡をいたします。
 - a 優先系統連系希望者
 - ・工事費負担金の額が確定した旨
 - ・再接続検討の結果の回答（辞退等による再度の再接続検討や入札対象工事の工事費負担金の補正（後記3.3参照）を行ったもの）
 - ・工事費負担金補償契約のご案内
 - b 前記（2）において辞退扱いとなった入札者
 - ・申告した負担可能上限額^{※24}
 - ・辞退扱いとなった際の工事費負担金^{※24}、入札額の減額補正予定額
 - ・本プロセスの完了後、第2次保証金を返金する旨

※29 本プロセス完了後の調査測量等により必要工事費等が増減することがあります。

2.9 工事費負担金補償契約の締結

- ・工事費負担金が確定した場合は、優先系統連系希望者には、工事費負担金の確定日から、原則として、10営業日以内に東電PGとの間で工事費負担金補償契約^{※30}を締結していただきます。工事費負担金補償契約を締結した優先系統連系希望者が、本プロセスの完了以降に連系等ができなくなった場合は、同契約に基づき工事費負担金補償金をご負担いただきます。
- ・上記期限内に工事費負担金補償契約を締結しない優先系統連系希望者については、原則として、工事費負担金の負担意思が無く、連系等を希望せず辞退したのものとして取り扱います。この場合、当該優先系統連系希望者を控除した上で、再度、優先系統連系希望者を決定し、再接続検討を実施いたします。また、原則として、第1次保証金及び第2次保証金は没収いたしますので、ご注意ください。

- ・一部又は全部の優先系統連系希望者が、工事費負担金補償契約を締結しない場合、前記2. 8 (4) の工事費負担金の確定は無効とし、再度、再接続検討を実施いたします。この場合、工事費負担金補償契約はその効力を発しません。

※30 当該工事費負担金補償契約は、本プロセスが完了し、本プロセスの結果を公表した時点で効力を発します。

2. 10 本プロセスの成否と完了

(1) 本プロセスが成立する場合

- ・全ての優先系統連系希望者と東電P Gとの間で工事費負担金補償契約が締結された場合、本プロセスは成立するものとします。
- ・本プロセスが成立した場合には、優先系統連系希望者及び非優先系統連系希望者にその旨を通知するとともに、工事費負担金補償契約を締結した優先系統連系希望者に対し、東電P Gから契約申込みの手続についてご案内いたします。
- ・本プロセスが成立した場合には、非優先系統連系希望者及び辞退したものとして取り扱う系統連系希望者が行った全ての行為（接続検討申込み、応募、入札等）は無効となります。

(2) 本プロセスを不成立とする場合

- ・優先系統連系希望者の入札負担金が入札の成立条件を満たさない場合は、系統増強規模の縮小等により成立を試みます（別紙9参照）が、それでも成立に至らない場合は、原則として、その時点で本プロセスは不成立とします。
- ・本プロセスが不成立となった場合、系統連系希望者が行った全ての行為（接続検討申込み、応募、入札等）は無効となります。

(3) 本プロセスの完了

- ・本プロセスが成立した場合又は不成立とする場合、本プロセスは完了いたします。

2. 11 本プロセスの結果の公表

- ・本機関及び東電P Gは、本プロセスの完了後、以下のとおり、本プロセスの結果について、以下の内容を公表いたします（ただし、d 及び e は本プロセスが成立した場合に限ります）。

- a 本プロセスの成否
- b 応募件数及び応募容量
- c 入札件数、入札容量、入札総額及び平均入札負担金単価（単純平均）

- d 優先系統連系希望者の件数、連系容量、入札総額及び平均入札負担金単価（単純平均）
- e 没収された第1次保証金及び第2次保証金の件数・総額 等

2. 1 2 契約申込み

- ・優先系統連系希望者には、原則として、本プロセスの結果の公表日から10営業日以内に、再接続検討の回答内容を反映した内容で、東電PGに契約申込み^{※31}を行っていただきます。
- ・契約申込後、東電PGとの間で、接続契約、工事費負担金契約その他の必要となる契約を締結していただきます。
- ・上記期限内に契約申込みを行っていただけない場合には、原則として、当該優先系統連系希望者が連系等を希望せず辞退したものとして取り扱います。
- ・契約申込後、東電PGが連系承諾したにもかかわらず、正当な理由なく、東電PGの指定する期日までに工事費負担金契約を締結していただけない場合には、東電PGは、優先系統連系希望者との間で締結した接続契約その他の契約を解除できるものとします。
- ・前2項の場合であっても、契約申込みを行わなかった優先系統連系希望者又は契約を解除された優先系統連系希望者には、工事費負担金補償契約に基づき、工事費負担金補償金をご負担いただきます。

※31 優先系統連系希望者が同時申込み（後記6. 2）を行っている場合は、意思表示書の提出になります。

3 工事費負担金について

3. 1 工事費負担金の算出方法

- ・優先系統連系希望者が送電系統に連系等をするにあたっては、以下の概算工事費の合計額を工事費負担金としてご負担いただきます。

(1) 入札対象工事

- ・入札負担金単価 [円/kW] × 最大受電電力 [kW]

(2) 電源線工事（ただし、入札対象工事が電源線となる区間を除く）

- ・電源線の新設工事費用及び既設設備の対策工事費用
ただし、複数の優先系統連系希望者で対策設備を共用する場合は、共用する部分の工事費を共用する優先系統連系希望者^{※32}の最大受電電力で按分した額

(3) 変電所・バンク逆潮流対策工事

- ・変電所・バンク逆潮流対策工事費用^{※33}

(4) その他供給設備工事

- ・その他供給設備工事費用（上位系統の送電線増強工事費用、配電用変電所増強工事費用等）のうち、優先系統連系希望者の特定負担に帰するもの。
ただし、複数の優先系統連系希望者で対策設備を共用する場合は、共用する部分の工事費（特定負担分）を共用する優先系統連系希望者^{※32}の最大受電電力で按分した額

(5) 一般負担の上限超過額

- ・入札対象工事に係る当該優先系統連系希望者の一般負担額^{※34}とその他供給設備工事の一般負担額の合計額のうち、一般負担の上限額を超過した額
ただし、複数の優先系統連系希望者でその他供給設備工事の対策設備を共用する場合は、入札対象工事に係る当該優先系統連系希望者の一般負担額^{※34}と、共用するその他供給設備工事の工事費（一般負担分）を共用する優先系統連系希望者^{※32}の最大受電電力で按分した金額の合計額のうち、一般負担の上限額を超過した額

※32 対策工事の起因となる系統連系順位以降の優先系統連系希望者で共用します。

※33 託送供給等約款により算出いたします。

※34 入札対象工事に係る当該系統連系希望者の一般負担単価^{※21} × 最大受電電力

3. 2 入札前の接続検討における工事費負担金の回答内容

- ・前記3. 1にかかわらず、入札前の接続検討時点においては、系統連系順位が未決定のため、全ての応募者が連系等を行うことを前提に、以下の内容で工事

費負担金概算を回答いたします。

(1) 入札対象工事

- ・入札対象工事費のうち特定負担分

(2) 電源線工事（ただし、入札対象工事が電源線となる区間を除く）

- ・全ての応募者が連系等をした場合の、当該応募者に係る工事費負担金^{※35}

(3) 変電所・バンク逆潮流対策工事

- ・全ての応募者が連系等をした場合に、連系先の配電用変電所でバンク逆潮流対策工事が必要となる場合には、その工事費負担金^{※33}

(4) その他供給設備工事

- ・全ての応募者が連系等をした場合に必要となる設備対策のうち、当該応募者が利用する設備対策の工事費負担金^{※35}

(5) 一般負担の上限超過額

- ・入札対象工事に係る当該系統連系希望者の一般負担額^{※34}と全ての応募者が連系等をした場合に必要となる設備対策のうち当該応募者が利用する設備対策の一般負担額の合計額のうち、一般負担の上限額を超過した額^{※35}

※35 設備対策費用について設備を利用する全ての応募者で按分したケース（容量按分ケース）での工事費負担金^{※36}と、原則として当該設備対策費用を単独で負担することとなったケース（全額負担ケース）での工事費負担金^{※37}を回答いたします。

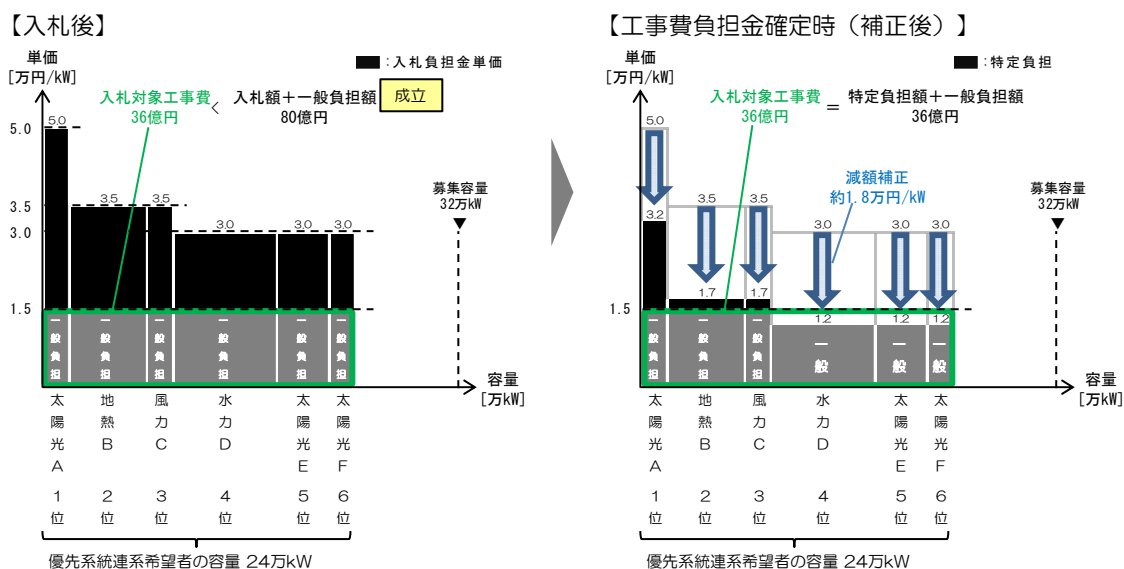
※36 系統連系順位によっては、現状設備の空容量の範囲内のため設備対策の費用負担が不要となる場合がありますが、系統連系順位が未決定の段階のため、全ての応募者の応募内容に基づき按分し、算定いたします。

※37 他の応募者が系統連系順位に基づいて現状設備の空容量の範囲内で連系し、当該応募者が単独でその他供給設備工事の費用を負担せざるを得なくなったイメージです。

3.3 工事費負担金の確定時における入札対象工事の工事費負担金等の減額補正

- ・前記2.8(4)の共同負担意思確認後の工事費負担金の確定時において、優先系統連系希望者の入札負担金及び一般負担額の合計が入札対象工事費を超過する額を優先系統連系希望者の最大受電電力で按分した金額について、入札対象工事の工事費負担金等を減額補正します（負担金単価としては、一律に減少することとなります）。また、没収された第1次保証金及び第2次保証金の合計を優先系統連系希望者の最大受電電力で按分した金額について、入札対象工事の工事費負担金等に充当します。ただし、減額補正の限度は、入札額と一般負担額の合計までとします。

〈例〉減額補正のイメージ



3. 4 工事完了後における工事費負担金の精算

- ・工事完了後に、支払済みの工事費負担金と工事完了により確定した工事費負担金に差異が生じた場合には、その差額を精算いたします※³⁸。

※³⁸ 工事費負担金補償金を負担した優先系統連系希望者がいる場合で、工事完了により確定した工事費が工事費負担金補償金額の算定の前提とした工事費を下回っていることにより工事費負担金補償金額の減額が生じているときは、当該優先系統連系希望者も含めて精算いたします。ただし、設備の使用開始後3年が経過するまでの間に新たに当該設備を利用する事業者（以下「新規利用事業者」といいます。）があった場合における優先的な返金（後記3. 5参照）により当該設備に係る工事費負担金補償金が全て返金されている場合を除きます。

3. 5 工事完了後の新規発電設備連系における工事費負担金の精算

- ・設備の使用開始後3年が経過するまでの間に新たに新規利用事業者があった場合、東電PGの託送供給等約款等に基づき、当該設備の使用開始当初から新規利用事業者も共用するとして算定した場合の工事費負担金が既に申し受けた工事費負担金を下回るときは、原則として、その差額を精算いたします。
- ・上記の場合において、工事費負担金補償金を負担した優先系統連系希望者がいる場合は、新規利用事業者の工事費負担金等は当該優先系統連系希望者に優先的に返金します。ただし、工事費負担金補償金を負担した優先系統連系希望者が複数いる場合には、当該優先系統連系希望者が負担した工事費負担金補償金の額に応じて、按分した額とします。
- ・工事費負担金の精算は、原則として、工事完了後、年度ごとに1回実施いたします。

4 工事費負担金補償契約について

4. 1 工事費負担金補償金

- ・前記「2. 9 工事費負担金補償契約の締結」に記載のとおり、工事費負担金が確定した場合は、優先系統連系希望者には、東電PGとの間で工事費負担金補償契約を締結していただきます。
 - ・本プロセスの完了以降、優先系統連系希望者が連系等をできなくなった場合、当該優先系統連系希望者には、工事費負担金補償契約に基づく工事費負担金補償金をご負担いただきます。
 - ・工事費負担金補償金額は、原則として、次に示す項目の合計額^{※39}とします。
 - a 入札対象工事の工事費負担金
 - b 電源線工事のうち他の優先系統連系希望者と共用する設備に係る工事費負担金（ただし、入札対象工事が電源線となる区間を除く）
 - c その他供給設備工事のうち他の優先系統連系希望者と共用する設備に係る工事費負担金
 - d 入札対象工事及びその他供給設備工事のうち他の優先系統連系希望者と共用する設備の当該優先系統連系希望者に係る工事費の一般負担分
- ※39 本プロセス完了後の調査測量等により必要工事費等が増減することがあります。

4. 2 工事費負担金補償金の精算

- ・以下の場合には、優先系統連系希望者が負担した工事費負担金補償金をそれぞれの精算方法に準じて精算いたします。
 - a 工事完了後の精算時
前記「3. 4 工事完了後における工事費負担金の精算」に定める方法
 - b 新規発電設備連系による工事費負担金精算時
前記「3. 5 工事完了後の新規発電設備連系における工事費負担金の精算」に定める方法

5 辞退の手続について

- ・本プロセスの応募者が本プロセスの辞退を希望する場合は、以下の方法にしたがって、辞退書を提出してください。なお、辞退書の提出により、辞退者が行った全ての行為（接続検討申込み、応募、入札等）は無効となります。

5. 1 提出書類

- ・辞退書（様式4）
押捺する印は、『応募申込書（様式1）』と同一としてください。

5. 2 提出方法

- ・辞退書を持参又は郵送（簡易書留等配達記録が残るもの）してください。

5. 3 提出場所

- ・「2. 1 (1) b 提出先」と同じ

5. 4 提出部数

- ・1部

6 その他

6. 1 送電系統の暫定的な容量確保について

- 電源接続案件募集プロセスにおいて暫定的に確保する送電系統の容量は次のとおりとします。

| 期 間 | 対象となる送電系統 | 確保する容量 |
|-----------------------|--|---|
| プロセス開始の公表 ～募集要綱の公表 | 開始時に公表した送電系統 及びその上位系統 | 開始時に公表した容量分 |
| 募集要綱の公表 ～応募締切 | 募集要綱で定める入札対象 工事の対象設備及び入札対 象工事完了後に連系可能量 が増加する設備及びその双 方の上位系統 | 募集要綱で定める募集容量 分 |
| 応募締切 ～入札締切 | 応募者の連系点の上位系統 | 応募者の最大受電電力分 |
| 入札締切 ～プロセス成立 | 入札者の連系点の上位系統 | 入札者の最大受電電力分 (再入札の場合は規模縮小 時の連系可能量) |
| プロセス成立 | 優先系統連系希望者の連系 点の上位系統 | 優先系統連系希望者の最大 受電電力分 |

- なお、周波数変動面（30日等出力制御枠）の容量は、優先系統連系希望者の決定時点（ただし、入札の成立条件を満たしている場合に限り）において、系統連系順位に基づいて優先系統連系希望者の最大受電電力分を確保し、30日等出力制御枠の範囲内の系統連系順位の優先系統連系希望者までが枠内となります。

6. 2 同時申込みについて

- 応募者がFIT法に定める特定供給者の場合で、FIT電源の連系等を希望するときは、本プロセスの成立前でも、同時申込みを行うことができます。

6. 3 本プロセスの中止について

- 応募された容量が極端に少ない場合など、本プロセスを継続したとしても不成立となる蓋然性が高いと本機関が判断したときは、本プロセスを中止することがあります。なお、本プロセスを中止するときは、本プロセスの申込者又は応募者（応募を希望する者を含む。）に対して、意見を聴取いたします。

6. 4 改正FIT法に関する留意事項について^{※40}

(1) 事業用太陽光発電に関する運転開始期限について

- FIT認定日（認定の経過措置対象となる案件については、みなし認定移行日）

から3年の運転開始期限を超過した場合は、超過した分だけ調達期間が短縮されます。

(2) 風力、水力、地熱及びバイオマス発電に関する運転開始期限について

- ・2018年度以降新たに認定を受けるものは、10kW以上の太陽光発電設備と同様、認定を受けた日から以下の運転開始期限を超過した場合は、超過した分だけ調達期間が短縮されます。
 - ①風力発電設備：4年（ただし、環境影響評価法に基づく環境アセスメントが必要な場合は、8年）
 - ②水力発電設備：7年（ただし、多目的ダムに併設されるものであって、認定後に国土交通大臣、都道府県知事等により当該多目的ダムの工事期間が延長された場合には、当該延長期間を加えた期間）
 - ③地熱発電設備：4年（ただし、環境影響評価法に基づく環境アセスメントが必要な場合は、8年）
 - ④バイオマス発電設備：4年
- ・入札される場合には、上記（1）及び（2）の点も考慮の上、入札負担金単価をご検討ください。

(3) FIT入札制度に参加する場合の注意事項について

- ・前記「1.3 スケジュール」に記載のとおり、本プロセスの完了は2019年12月頃を見込んでおります（ただし、応募の状況等により変更となる場合があります。）。
- ・以下の発電設備の区分等で、FIT入札制度に参加する場合は、プロセスの期間中に、落札者の認定の取得期限を超過する可能性がありますので、十分ご注意ください。
 - ①出力2,000kW以上の太陽光発電設備
 - ②出力10,000kW以上の一般木材等バイオマスによるバイオマス発電設備
 - ③バイオマス液体燃料によるバイオマス発電設備

※40 改正FIT法に関する留意点については、募集要綱公表時点のものを記載しています。このため、改正FIT法関係の正確な内容は、資源エネルギー庁のHPをご確認ください。

経済産業省資源エネルギー庁HP「なっとく！再生可能エネルギー」
http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/

6.5 募集対象エリアにおける系統アクセス業務

(1) 本プロセス期間中の系統アクセス関係の申込み

- ・前記6.1のとおり、電源接続案件募集プロセスが開始された場合、募集対象エリアの送電系統の連系可能量（現状の空容量を含む）が本プロセスによ

り全て確保されることから、募集対象エリアでの系統アクセス関係の申込みは、原則として、次表のと通りの取扱いとなります。

| 申込内容 | 取扱内容 | 補 足 |
|----------------|------------|---|
| 事前相談申込み | プロセス完了後に回答 | <ul style="list-style-type: none"> プロセスによって募集対象エリア内の系統状況が変動するため、プロセスが完了し、系統状況が確定した後に検討を開始 ただし、プロセスの完了前であっても、「発電設備等設置場所から連系点(想定)までの直線距離」※42は、申込者が希望する場合は回答可能 |
| 接続検討申込み | プロセス完了後に回答 | <ul style="list-style-type: none"> プロセスによって募集対象エリア内の系統状況が変動するため、プロセスが完了し、系統状況が確定した後に検討を開始 |
| 契約申込み、意思表示書の提出 | 受付不可 | <ul style="list-style-type: none"> プロセスの開始によって当該申込者の接続検討回答の前提とした系統状況から変動が生じているため |

- 事前相談及び接続検討申込みについては、本プロセスが完了し、系統状況が確定した後に検討を開始いたします。そのため、通常の場合と比べて、回答時期が遅延する可能性があることをご理解ください。なお、事前相談においては、事前相談申込者の希望に応じ、本プロセスの完了前においても「発電設備等設置場所から連系点(想定)までの直線距離」※42のみ回答することは可能ですので、事前相談申込み時にご希望をお伝えください。
- 契約申込みについては、接続検討の回答を受領している場合であっても、本プロセスの開始によって、回答時点から系統状況が変動しているため、受け付けられません※41。

※41 同時申込みを行っている系統連系希望者が意思表示書の提出を行った場合も同様に受け付けられません。

※42 高圧の送電系統に連系する場合は、連系点(想定)から連系を予定する配電用変電所までの既設高圧流通設備の線路亘長

(2) 本プロセスの開始に伴う申込済の接続検討申込みの取扱い

- 接続検討申込済みで回答未受領(未回答)の募集対象エリア内の系統連系希望者が、本プロセスに応募しない場合には、接続検討の申込みを取り下げることができます。この場合、当該系統連系希望者に対して、東電PGから受領済みの検討料を返金します(ただし、振込手数料は系統連系希望者の負担とします)。なお、接続検討の申込みを取り下げない場合で本プロセスに応募しないときは、前記(1)の場合と同様に、本プロセスが完了し、系統状況

が確定した後に検討を開始いたします。

(3) その他

- ・電源接続案件募集プロセス成立後に当該送電系統の更なる増強が必要となる場合は、接続検討の回答における工事費負担金が高額となることがあります。
- ・電源接続案件募集プロセス成立後の接続検討の結果、工事費負担金の対象となる系統連系工事が業務規程第76条第1項に定める規模以上となり、系統連系希望者が共同負担者の募集を希望する場合であっても、同プロセスの成立によって設備対策を共用する系統連系希望者が減少しているため、プロセスの成立に足りる応募が見込めない可能性があります。

6. 6 本募集要綱に記載の無い事項について

- ・本募集要綱に記載の無い事項については、本機関の業務規程及び送配電等業務指針、本機関のHPに公表する内容^{※43}、東電PGが定める託送供給等約款並びに関連諸法令によるものといたします。
- ・国の審議会等の審議事項を含め、本募集要綱の策定の前提としていない事象が生じた場合は、本機関にて取扱いを検討し、関係する応募者等に通知又は公表いたします。

※43 本機関HP「電源接続案件募集プロセス」

<https://www.occto.or.jp/access/process/index.html>

以上

別紙 1 募集対象エリア

茨城県

| 市町村 | 詳細地域 |
|-----|--|
| 水戸市 | 【全域】 |
| 日立市 | 【全域】 |
| 土浦市 | <p>【一部】</p> <p>天川1丁目, 天川2丁目, 飯田, 生田町, 今泉, 大町, 沖宿町, 粕毛, 霞ヶ岡町, 上高津, 上高津新町, 神立町, 北神立町, 木田余, 小岩田, 小岩田西1丁目, 小岩田西2丁目, 小岩田東1丁目, 小岩田東2丁目, 国分町, 小松1丁目, 小松2丁目, 小松3丁目, 小松ヶ丘町, 小山崎, 桜ヶ丘町, 佐野子, 宍塚, 下高津, 下高津1丁目, 下高津2丁目, 下高津3丁目, 下高津4丁目, 白鳥町, 菅谷町, 千束町, 立田町, 田中町, 田村町, 都和1丁目, 都和2丁目, 都和3丁目, 都和4丁目, 手野町, 殿里, 中, 中神立町, 中高津, 中高津1丁目, 中高津2丁目, 中高津3丁目, 中貫, 中村西根, 永国, 並木1丁目, 並木2丁目, 並木3丁目, 並木4丁目, 並木5丁目, 西真鍋町, 東中貫町, 東真鍋町, 常名, 富士崎1丁目, 富士崎2丁目, 真鍋, 真鍋1丁目, 真鍋2丁目, 真鍋4丁目, 真鍋5丁目, 真鍋6丁目, 右靱, 虫掛, 矢作, 中村南4丁目, 中村南5丁目, 西根南1丁目, 西根南2丁目, 西根南3丁目, 神立中央1丁目, 神立中央2丁目, 神立中央3丁目, 神立中央4丁目, 神立中央5丁目, 神立東1丁目, 神立東2丁目, 烏山5丁目, 永国台, 板谷1丁目, 板谷2丁目, 板谷3丁目, 板谷4丁目, 板谷5丁目, 板谷6丁目, 板谷7丁目, 東若松町, 木田余東台1丁目, 木田余東台2丁目, 木田余東台3丁目, 木田余東台4丁目, 木田余東台5丁目, 栗野町, 紫ヶ丘, おおつ野1丁目, おおつ野2丁目, おおつ野3丁目, おおつ野4丁目, おおつ野5丁目, おおつ野6丁目, おおつ野7丁目, おおつ野8丁目, 木田余西台, 東都和, 若松町, 西並木町, 東並木町, 笠師町, 中都町1丁目, 中都町2丁目, 中都町3丁目, 中都町4丁目, 永国東町, 大志戸, 大畑, 小高, 小野, 上坂田, 沢辺, 下坂田, 高岡, 田土部, 田宮, 東城寺, 永井, 藤沢, 藤沢新田, 本郷</p> |
| 古河市 | 【全域】 |
| 石岡市 | 【全域】 |
| 結城市 | 【全域】 |
| 下妻市 | <p>【一部】</p> <p>赤須, 石の宮, 今泉, 江, 大木, 大串, 小島, 小野子町1丁目, 小野子町2丁目, 数須, 加養, 北大宝, 桐ヶ瀬, 黒駒, 坂井, 坂本新田, 砂沼新田, 下宮, 尻手, 柴, 渋井, 下木戸, 下田, 大字下妻, 神明, 高道祖, 大宝, 筑波島, 中居指, 中郷, 長塚, 新堀, 二本紀, 半谷, 比毛, 肘谷, 樋橋, 平方, 平川戸, 平沼, 福田, 袋畑, 古沢, 堀籠, 前河原, 南原, 本城町1丁目, 本城町2丁目, 本城町3丁目, 柳原, 谷田部, 山尻, 横根, 若柳, 大木新田, 関本下, 下妻乙, 下妻甲, 下妻丁, 下妻丙, 下妻戊, 若柳乙, 若柳甲, 若柳丙, 本宿町1丁目, 本宿町2丁目, 田町1丁目, 田町2丁目, 伊古立, 大園木, 長萱, 鎌庭, 唐崎, 鬼怒, 鯨, 五箇, 渋田, 下栗, 宗道, 田下, 長塚乙, 羽子, 原, 別府, 本宗道, 見田, 皆葉, 村岡, 亀崎</p> |

| | |
|-------|--|
| 常総市 | <p>【一部】</p> <p>岡田，小保川，国生，原宿，本石下，若宮戸</p> |
| 常陸太田市 | <p>【一部】</p> <p>新宿町，栗原町，磯部町，稲木町，内田町，内堀町，大森町，岡田町，小沢町，落合町，小目町，堅磐町，金井町，上大門町，上河合町，上土木内町，亀作町，木崎一町，木崎二町，寿町，栄町，里野宮町，沢目町，三才町，島町，下大門町，下河合町，白羽町，常福地町，瑞龍町，高貫町，田渡町，茅根町，天神林町，中城町，西一町，西河内上町，西河内下町，西河内中町，西三町，西二町，西宮町，長谷町，幡町，塙町，春友町，馬場町，東一町，東三町，東二町，藤田町，増井町，町屋町，真弓町，宮本町，谷河原町，山下町，赤土町，芦間町，新地町，岩手町，大方町，大里町，大菅町，大平町，大中町，小島町，折橋町，上高倉町，上利員町，上深荻町，上宮河内町，河内西町，薬谷町，国安町，久米町，天下野町，小菅町，小妻町，小中町，里川町，下高倉町，下利員町，下宮河内町，千寿町，高柿町，竹合町，棚谷町，玉造町，東連地町，徳田町，中染町，中利員町，中野町，西染町，花房町，東染町，町田町，松栄町，松平町，箕町，宮の郷町，和久町，和田町</p> |
| 高萩市 | <p>【一部】</p> <p>大字赤浜，大字秋山，大字安良川，有明町1丁目，有明町2丁目，有明町3丁目，大字石滝，大字大能，春日町1丁目，春日町2丁目，春日町3丁目，大字上君田，大字上手綱，大字島名，大字下君田，大字下手綱，大字高戸，大字高萩，高浜町1丁目，高浜町2丁目，高浜町3丁目，大字中戸川，東本町1丁目，東本町2丁目，東本町3丁目，東本町4丁目，肥前町1丁目，肥前町2丁目，大字福平，本町1丁目，本町2丁目，本町3丁目，本町4丁目，大字望海，大和町1丁目，大和町2丁目，大和町3丁目，大和町4丁目，大字横川，大字若栗</p> |
| 北茨城市 | <p>【一部】</p> <p>磯原町磯原，磯原町磯原1丁目，磯原町磯原2丁目，磯原町磯原3丁目，磯原町磯原4丁目，磯原町磯原5丁目，磯原町磯原6丁目，磯原町内野，磯原町大塚，磯原町上相田，磯原町木皿，磯原町豊田，磯原町豊田1丁目，磯原町豊田2丁目，磯原町本町1丁目，磯原町本町2丁目，磯原町本町3丁目，磯原町本町4丁目，大津町，大津町北町，大津町北町1丁目，大津町北町2丁目，大津町北町3丁目，大津町北町4丁目，関南町神岡上，関南町神岡下，関南町里根川，関南町関本下，関南町仁井田，関本町小川，関本町才丸，関本町関本上，関本町関本中，関本町八反，関本町福田，関本町富士ヶ丘，中郷町足洗，中郷町栗野，中郷町石岡，中郷町小野矢指，中郷町上桜井，中郷町汐見ヶ丘1丁目，中郷町汐見ヶ丘2丁目，中郷町汐見ヶ丘3丁目，中郷町汐見ヶ丘4丁目，中郷町汐見ヶ丘5丁目，中郷町汐見ヶ丘6丁目，中郷町汐見ヶ丘7丁目，中郷町汐見ヶ丘8丁目，中郷町汐見ヶ丘9丁目，中郷町汐見ヶ丘10丁目，中郷町下桜井，中郷町日棚，中郷町松井，華川町小豆畑，華川町白場，華川町上小津田，華川町車，華川町下小津田，華川町下相田，華川町中妻，華川町花園，平瀉町，大津町字五浦1丁目，大津町字五浦2丁目，大津町字五浦3丁目</p> |

| | |
|---------|--|
| 笠間市 | 【全域】 |
| つくば市 | 【一部】 天久保3丁目, 上野, 上野春風台, 上ノ室, 梅園2丁目, 大, 上境, 上境春風台, 上広岡, 吉瀬, 倉掛, 栗原, 金田, 妻木, 栄, 大角豆, 柴崎, 柴崎春風台, 下広岡, 松栄, 千現1丁目, 千現2丁目, 竹園1丁目, 竹園2丁目, 竹園3丁目, 天王台1丁目, 天王台2丁目, 天王台3丁目, 中根, 並木1丁目, 並木2丁目, 並木3丁目, 並木4丁目, 花室, 東岡, 古来, 松塚, 横町, 今泉, 鬼ヶ窪, 小野崎, 春日4丁目, 西平塚, 二の宮1丁目, 二の宮2丁目, 東新井, 東平塚, 松野木, 旭, 今鹿島, 上郷, 上里, 高野, 酒丸, 田倉, 手子生, 遠東, 沼崎, 野畑, 百家, 緑ヶ原1丁目, 緑ヶ原2丁目, 緑ヶ原3丁目, 緑ヶ原4丁目, 大砂, 大曾根, 大穂, 長高野, 鹿島台, 要, 北原, 佐, 篠崎, 立原, 玉取, 西高野, 西沢, 蓮沼, 花畑1丁目, 花畑2丁目, 花畑3丁目, 前野, 吉沼, 若森, 明石, 安食, 池田, 泉, 磯部, 臼井, 漆所, 大形, 大貫, 小沢, 小田, 上大島, 上沢, 上菅間, 神郡, 北太田, 君島, 国松, 小泉, 高野原新田, 小和田, 下大島, 杉木, 田中, 筑波, 作谷, 寺具, 中菅間, 沼田, 平沢, 北条, 洞下, 水守, 山木, 山口, 和台, 大久保, 桜1丁目, 桜2丁目, 桜3丁目, 田水山, 豊里の杜1丁目, 豊里の杜2丁目, 筑穂1丁目, 筑穂2丁目, 筑穂3丁目, 要元上口の堀, 要元猿壁, 要元中根, 要元南口の堀, 要元弥平太, 和台原, 花園, 学園の森3丁目 |
| ひたちなか市 | 【全域】 |
| 鹿嶋市 | 【一部】 大字和, 大字志崎, 大字大小志崎, 大字武井, 大字武井釜, 大字津賀, 大字浜津賀 |
| 潮来市 | 【一部】 清水, 島須, 永山, 堀之内, 茂木 |
| 常陸大宮市 | 【全域】 |
| 那珂市 | 【全域】 |
| 筑西市 | 【全域】 |
| 坂東市 | 【一部】 生子, 生子新田, 逆井, 菅谷, 寺久, 長谷, 半谷, 山 |
| かすみがうら市 | 【全域】 |
| 桜川市 | 【全域】 |
| 行方市 | 【一部】 青沼, 麻生, 天掛, 荒宿, 井貝, 石神, 板峰, 井上, 井上藤井, 宇崎, 内宿, 岡, 沖洲, 於下, 小高, 小貫, 小幡, 北高岡, 蔵川, 五町田, 小牧, 籠田, 西蓮寺, 島並, 白浜, 四鹿, 新宮, 杉平, 芹沢, 玉造乙, 玉造甲, 手賀, 富田, 中根, 長野江, 次木, 行方, 成田, 根小屋, 捻木, 橋門, 羽生, 浜, 繁昌, 藤井, 船子, 粗毛, 南, 南高岡, 三和, 八木蒔, 谷島, 矢幡, 山田, 行戸, 吉川, 両宿, 若海 |

| | |
|-------------|------|
| 鉾田市 | 【全域】 |
| 小美玉市 | 【全域】 |
| 東茨城郡 茨城町 | 【全域】 |
| 東茨城郡 大洗町 | 【全域】 |
| 東茨城郡 城里町 | 【全域】 |
| 那珂郡 東海村 | 【全域】 |
| 久慈郡 大子町 | 【全域】 |
| 結城郡 八千代町 | 【全域】 |
| 猿島郡 境町 | 【全域】 |

栃木県

| | |
|------|--|
| 市町村 | 詳細地域 |
| 宇都宮市 | 【一部】 東谷町，西刑部町、東刑部町，東木代町，平塚町，富士見町，茂原1丁目 |
| 足利市 | 【一部】 稲岡町，奥戸町，駒場町，多田木町，寺岡町，西場町，迫間町 |
| 栃木市 | 【一部】 旭町，梓町，新井町，泉川町，泉町，出流町，今泉町1丁目，今泉町2丁目，入舟町，祝町，岩出町，梅沢町，大久保町，大塚町，大皆川町，大宮町，大森町，小野口町，嘉右衛門町，柏倉町，片柳町1丁目，片柳町2丁目，片柳町3丁目，片柳町4丁目，片柳町5丁目，河合町，川原田町，神田町，木野地町，久保田町，国府町，高谷町，小平町，境町，志鳥町，昭和町，尻内町，城内町1丁目，城内町2丁目，惣社町，菌部町1丁目，菌部町2丁目，菌部町3丁目，菌部町4丁目，田村町，大光寺町，大町，千塚町，仲方町，仲仕上町，鍋山町，錦町，沼和田町，野中町，箱森町，樋ノ口町，日ノ出町，平井町，平柳町1丁目，平柳町2丁目，平柳町3丁目，吹上町，藤田町，富士見町，星野町，細堀町，本町，皆川城内町，湊町，宮田町，宮町，室町，柳橋町，柳原町，倭町，寄居町，万町，大平町新，大平町牛久，大平町榎本，大平町上高島，大平町川連，大平町北武井，大平町蔵井，大平町下高島，大平町下皆川，大平町富田，大平町土与，大平町西野田，大平町西水代，大平町西山田，大平町伯仲，大平町真弓，大平町横堀，都賀町家中，都賀町大柿，都賀町合戦場，都賀町木，都賀町原宿，都賀町平川，都賀町升塚，藤岡町赤麻，藤岡町石川，藤岡町内野，藤岡町太田，藤岡町大田和，藤岡町大前，藤岡町甲，藤岡町下宮，藤 |

| | |
|-------------|--|
| | 岡町帯刀, 藤岡町都賀, 藤岡町富吉, 藤岡町中根, 藤岡町西前原, 藤岡町新波, 藤岡町蛭沼, 藤岡町藤岡, 藤岡町部屋, 藤岡町緑川, 西方町元, 岩舟町五十畑, 岩舟町和泉, 岩舟町小野寺, 岩舟町上岡, 岩舟町静, 岩舟町静戸, 岩舟町静和, 岩舟町下岡, 岩舟町下津原, 岩舟町豊岡, 岩舟町新里, 岩舟町古江, 岩舟町曲ヶ島, 岩舟町三谷, 岩舟町鷺巣 |
| 佐野市 | 【全域】 |
| 鹿沼市 | 【一部】 亀和田町, 北赤塚町, 上永野, 下永野 |
| 小山市 | 【全域】 |
| 真岡市 | 【一部】 若旅, 阿部品, 砂ヶ原, 久下田, 大道泉, 高田, 堀込, 谷貝新田 |
| 那須烏山市 | 【一部】 小原沢 |
| 下野市 | 【一部】 石橋, 磯部, 医大前1丁目, 医大前2丁目, 医大前3丁目, 医大前4丁目, 駅東1丁目, 駅東2丁目, 駅東3丁目, 駅東4丁目, 駅東5丁目, 駅東6丁目, 駅東7丁目, 大松山1丁目, 上川島, 上古山, 上台, 上大領, 上坪山, 上吉田, 烏ヶ森1丁目, 烏ヶ森2丁目, 川中子, 祇園1丁目, 祇園2丁目, 祇園3丁目, 祇園4丁目, 祇園5丁目, 絹板, 小金井, 小金井1丁目, 小金井2丁目, 小金井3丁目, 小金井4丁目, 小金井5丁目, 小金井6丁目, 国分寺, 笹原, 三王山, 柴, 下石橋, 下古山, 下古山1丁目, 下古山2丁目, 下古山3丁目, 下大領, 下坪山, 下長田, 下文狭, 下吉田, 大光寺1丁目, 大光寺2丁目, 田中, 中川島, 中大領, 成田, 仁良川, 橋本, 花田, 花の木1丁目, 花の木2丁目, 花の木3丁目, 東根, 東前原, 別当河原, 細谷, 町田, 緑1丁目, 緑2丁目, 緑3丁目, 緑4丁目, 緑5丁目, 緑6丁目, 箕輪, 紫, 本吉田, 薬師寺, 谷地賀, 文教1丁目, 文教2丁目, 文教3丁目 |
| 河内郡 上三川町 | 【一部】 大字石田, 大字磯岡, 大字大山, 大字上蒲生, 大字上神主, 大字上郷, 大字上三川, 大字上文狭, 大字川中子, 大字五分一, 大字坂上, 大字鞆堂, 大字三本木, 大字下蒲生, 大字下神主, 大字多功, 大字西木代, 大字西蓼沼, 大字西汗, 大字東蓼沼, 大字東汗, 大字三村, 大字梁, 大字ゆうきが丘, 天神町, しらさぎ1丁目, しらさぎ2丁目, しらさぎ3丁目 |
| 芳賀郡 益子町 | 【一部】 大字芦沼, 大字大沢, 大字大平, 大字小宅 |
| 芳賀郡 茂木町 | 【一部】 大字鮎田, 大字天子, 大字飯, 大字飯野, 大字入郷, 大字烏生田, 大字後郷, 大字大瀬, 大字大畑, 大字青梅, 大字小貫, 大字小深, 大字小山, 大字神井, 大字上後郷, 大字上菅又, 大字河井, 大字北高岡, 大字木幡, 大字黒田, 大字小井戸, 大字坂井, 大字九石, 大字塩田, 大字下菅又, 大字千本, 大字竹原, 大字所草, 大字生井, 大字林, 大字桧山, 大字深沢, 大字福手, 大字馬門, 大字牧野, 大字増井, 大 |

| | |
|-------------|--|
| | 字町田，大字三坂，大字茂木，大字山内 |
| 芳賀郡 市貝町 | 【一部】 大字市塙，大字刈生田，大字杉山，大字田野辺，大字続谷，大字羽仏，大字文谷 |
| 下都賀郡 壬生町 | 【一部】 おもちゃのまち1丁目，おもちゃのまち2丁目，おもちゃのまち3丁目，おもちゃのまち4丁目，おもちゃのまち5丁目，大字上稲葉，大字上田，大字北小林，大字国谷，幸町1丁目，幸町2丁目，幸町3丁目，幸町4丁目，大字下稲葉，大字助谷，大字中泉，大字七ツ石，大字羽生田，大字福和田，大字藤井，緑町1丁目，緑町2丁目，緑町3丁目，緑町4丁目，大字壬生，大字安塚，駅東町，表町，大師町，中央町，通町，本丸1丁目，本丸2丁目，元町，いずみ町，若草町，あけぼの町，落合1丁目，落合2丁目，落合3丁目，寿町，至宝1丁目，至宝2丁目，至宝3丁目，大字壬生乙，大字壬生甲，大字壬生丁，大字壬生丙 |
| 下都賀郡 野木町 | 【全域】 |

群馬県

| 市町村 | 詳細地域 |
|-------------|---|
| 館林市 | 【一部】 青柳，赤生田，朝日町，大街道1丁目，大街道2丁目，大街道3丁目，大手町，尾曳町，加法師町，小桑原，栄町，城町，新宿1丁目，新宿2丁目，代官町，台宿町，千代田町，つつじ町，仲町，成島，西本町，広内町，富士見町，本町1丁目，本町2丁目，本町3丁目，本町4丁目，松沼町，松原1丁目，松原2丁目，松原3丁目，美園町，緑町1丁目，緑町2丁目，西高根町，木戸町，大島町，日向町，上早川田町，下早川田町，傍示塚町，分福町，入ヶ谷町，上三林町，下三林町，野辺町，南美園町，赤生田町，赤生田本町，上赤生田町，楠町，花山町，羽附旭町，羽附町，高根町，堀工町，坂下町，瀬戸谷町，田谷町，千塚町，当郷町，東広内町，細内町，四ツ谷町，若宮町，足次町，大新田町，岡野町，赤土町，大谷町，北成島町，成島町，近藤町，青柳町，諏訪町，苗木町，東美園町，小桑原町，西美園町，富士原町，新栄町 |
| 邑楽郡 板倉町 | 【全域】 |
| 邑楽郡 明和町 | 【全域】 |
| 邑楽郡 千代田町 | 【一部】 大字上中森，大字下中森，大字昭和 |
| 邑楽郡 邑楽町 | 【一部】 大字赤堀，大字秋妻，大字石打，大字鶉，大字鶉新田，大字篠塚，大字新中野，大字中野，大字藤川，大字明野 |

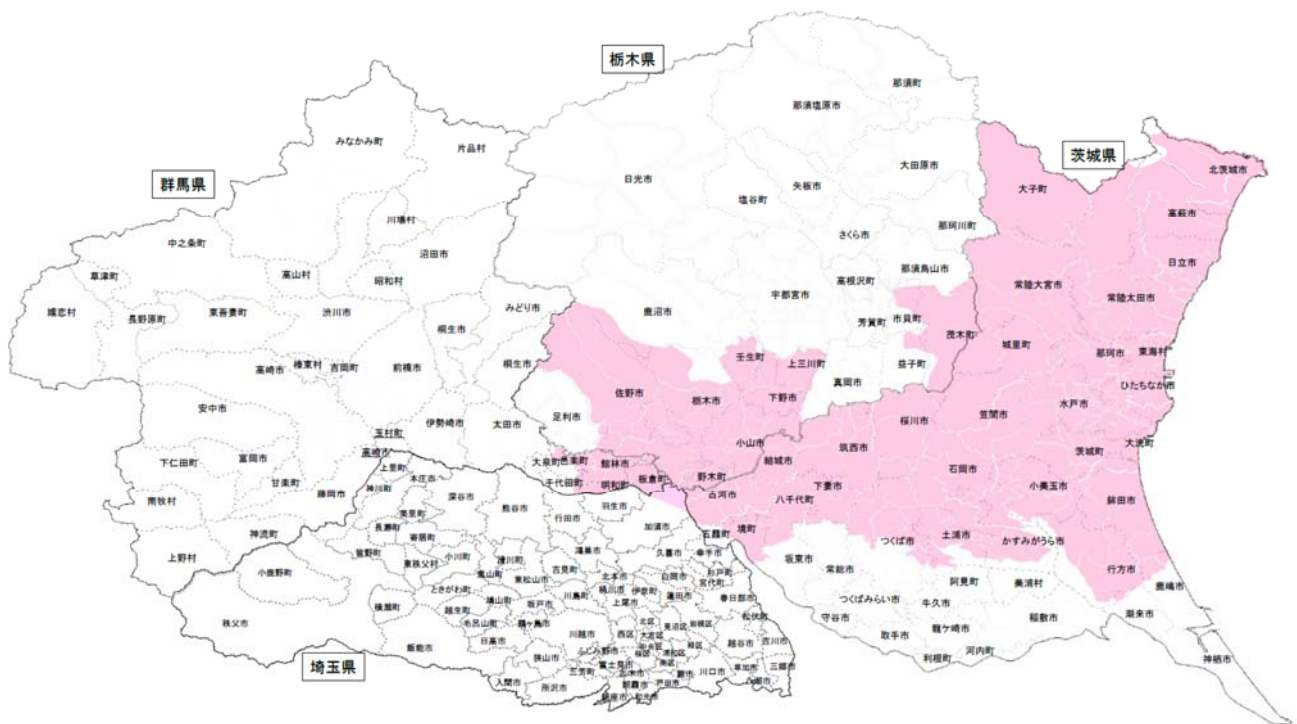
埼玉県

| 市町村 | 詳細地域 |
|-----|---|
| 加須市 | 【一部】 飯積，伊賀袋，小野袋，柏戸，駒場，栄，本郷，向古河，麦倉，柳生，陽光台1丁目，陽光台2丁目 |

注) 上記以外のエリアにおいても対象となる場合がありますので、詳細は東京電力パワーグリッドにお問い合わせ下さい (別紙4「3 問合せ」参照)。

[募集対象エリア図]

募集プロセスエリア概要図



注) 今後の詳細な検討状況などにより変更となる可能性があります。

別紙2 入札対象工事の概要（プロセス開始申込みに基づく設備対策）

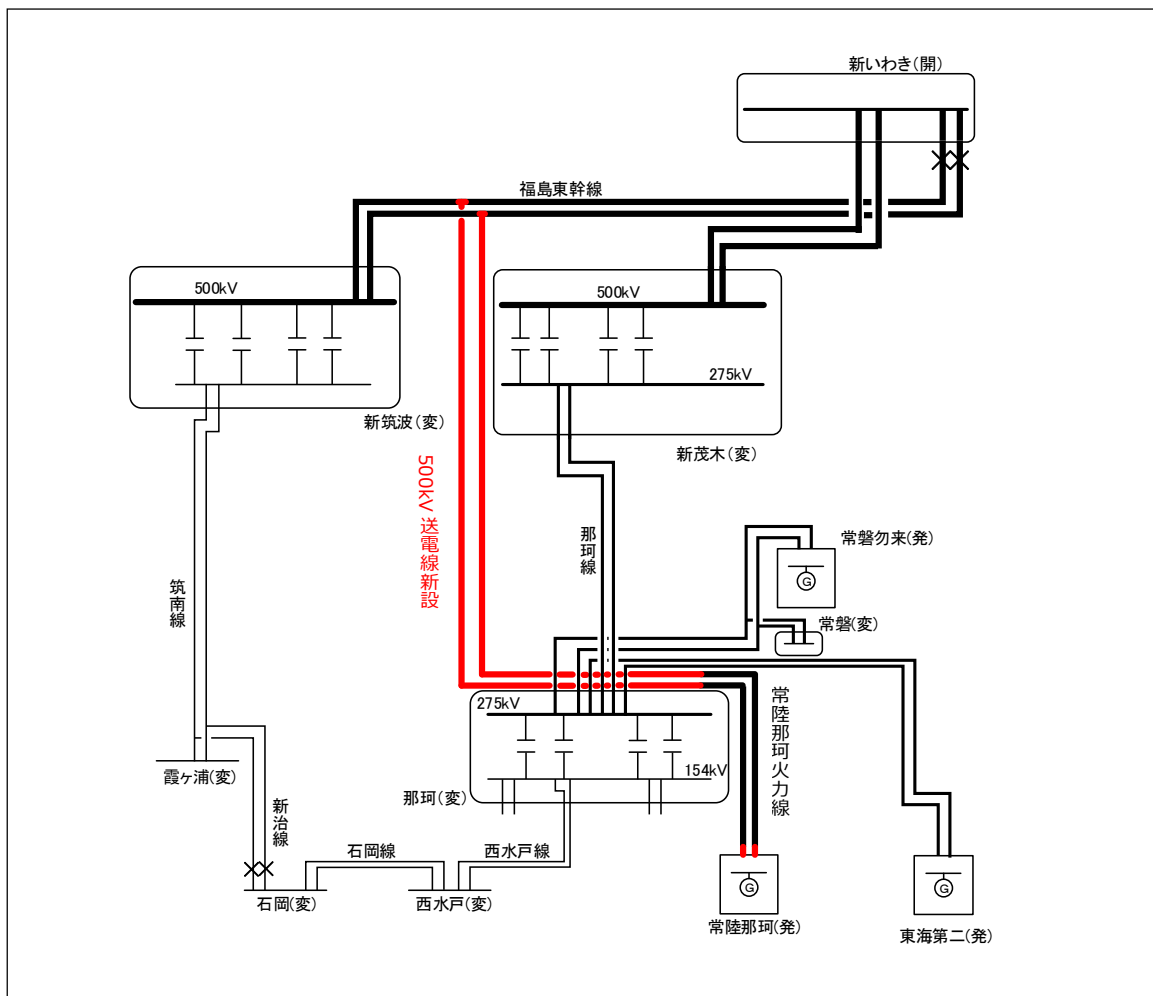
1 入札対象工事名称

500kV 送電線新設工事
275kV 常陸那珂火力線接続変更工事

2 工事の必要性と対策工事規模

- 電源接続案件募集プロセスエリアにおいて、新たな発電設備等が連系することにより、275kV 那珂線の潮流が N-1 電制を考慮した運用容量 507 万 kW を超過することから、500kV 送電線の新設し 275kV 常陸那珂火力線を 500kV 福島東幹線に接続変更します。

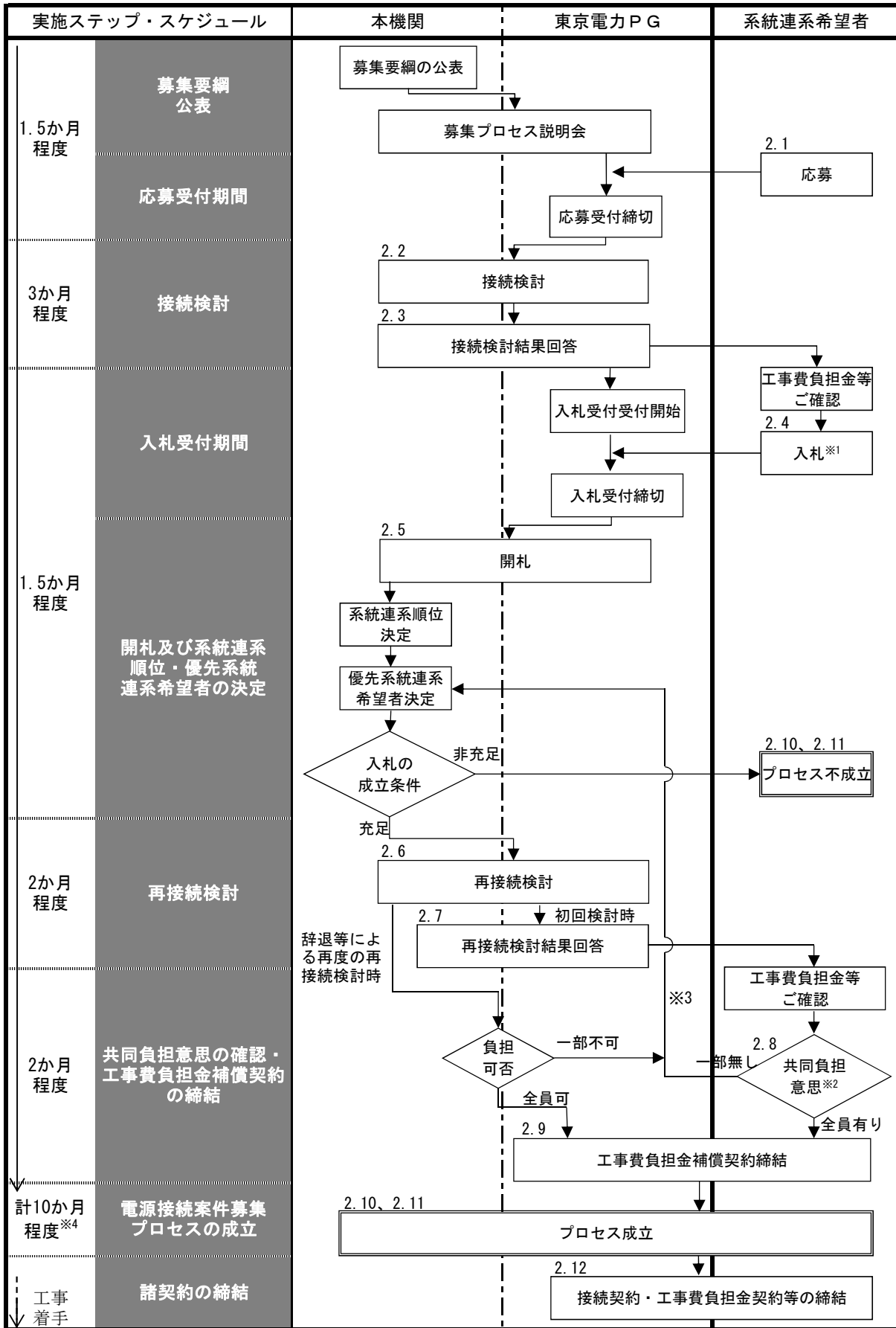
3 工事概要図



4 対策工事内容

| 設備区分 | 項目 | 新設 | 建替・張替・取替 | 改造・改修 | 備考（設備機器・材料の仕様、工事方法等） |
|------|--------|--------|----------|--------|--------------------------------|
| 送電設備 | 支持物 | 68 基 | 1 基 | 0 基 | |
| | 電線 | 28.3km | 0.69km | 0.68km | ・ ACSR/AC810mm ² ×4 |
| 変電設備 | 保護継電器 | 1 式 | - 式 | 1 式 | ・ 福島東幹線保護 Ry3 端子化 |
| 通信設備 | 情報伝送装置 | 1 式 | - 式 | - 式 | |

別紙3 電源接続案件募集プロセスの流れ



※1 入札時には第1次保証金をお振込みいただきます。
 ※2 「共同負担意思あり」の場合は、あわせて負担可能上限額(入札負担金額を除く)を回答いただくとともに、第2次保証金をお振込みいただきます。
 ※3 辞退等した優先系統連系希望者を控除した上で、再度、優先系統連系希望者を決定します。
 ※4 優先系統連系希望者の辞退による再度の再接続検討などにより期間が変更となる可能性があります。

別紙4 提出・問合せ先（窓口）

1 応募申込書・接続検討申込書提出先

- ・東京電力パワーグリッド株式会社
ネットワークサービスセンター系統総括グループ
〒135-0016 東京都江東区東陽 6-3-2 東京イースト 21 タワー棟 4階

2 入札書・入札申込書提出先

1と同じ

3 問合せ

- ・本プロセスに関するご質問は、本機関又は東京電力パワーグリッドのお問合せフォーム等よりお問合せください。

（募集要綱の内容に関するお問い合わせ先）

広域機関：https://www.occto.or.jp/contact/anken_boshu-form.html

（各種申込手続きに関するお問い合わせ先）

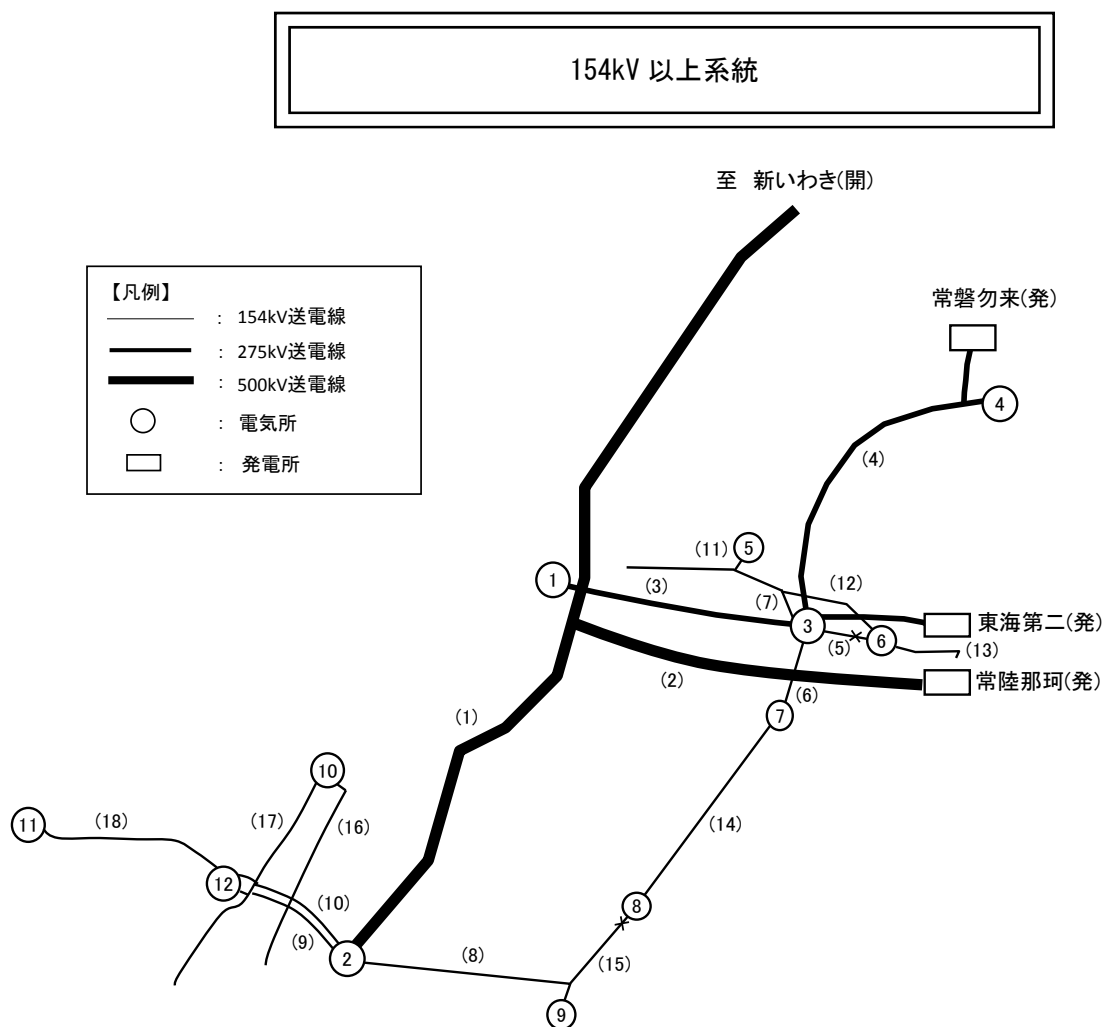
東京電力パワーグリッド株式会社

ネットワークサービスセンター：bosyu_p_kkt@tepcoco.jp（共通）

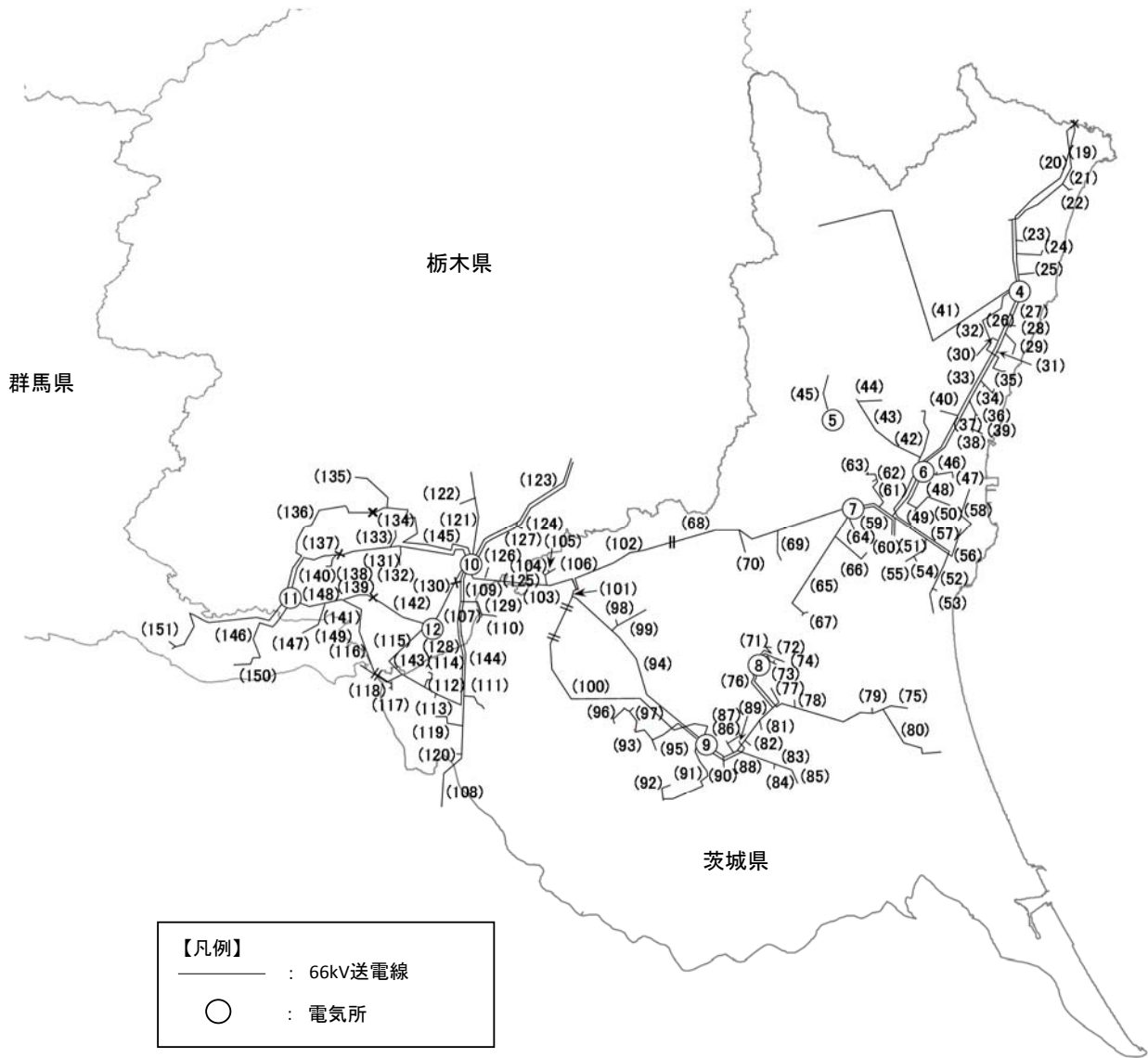
別紙5 入札対象工事実施後における募集対象エリアの空容量マッピング

【留意事項】

- ・空容量は目安であるため、系統連系の前には、接続検討による詳細検討が必要となります。
- ・原則として熱容量に基づく空容量を記載しておりますが、現時点においてその他の要因(短地絡や安定度等など)で制約が生じている設備については、それを考慮した空容量を記載しております。
- ・変電所や送電線に対する空容量を記載しているため、応募状況等により、空容量がなくなった場合には、入札対象工事、電源線工事以外に当該対策工事に係る費用負担が発生する可能性があります。



66kV 系統



空容量(154kV以上系統)

送電線／変電所(1/3)

| 系統図番号 | 送電線 | 空容量[MW] |
|--------------|---------|---------|
| 500kV | | |
| (1) | 福島東幹線 | 2146 |
| (2) | 常陸那珂火力線 | 3148 |
| 275kV | | |
| (3) | 那珂線 | 1886 |
| (4) | 阿武隈線 | 137 |
| 154kV | | |
| (5) | 西茨線 | 229 |
| (6) | 西水戸線 | 769 |
| (7) | 戸崎線 | 328 |
| (8) | 筑南線 | 816 |
| (9) | 八千代線 | 349 |
| (10) | 野木線 | 341 |
| (11) | 水戸北部線 | 21 |
| (12) | 茨城線 | 22 |
| (13) | 村松線 | 141 |
| (14) | 石岡線 | 937 |
| (15) | 新治線 | 1054 |
| 154kV | | |
| (16) | 猪苗代新幹線 | 134 |
| (17) | 小北線 | 118 |
| (18) | 佐野線 | 701 |

| 系統図番号 | 変電所 | 空容量[MW] |
|--------------|------|---------|
| 500kV | | |
| 1 | 新茂木 | 2868 |
| 2 | 新筑波 | 2277 |
| 275kV | | |
| 3 | 那珂 | 1367 |
| 4 | 常磐 | 48 |
| 154kV | | |
| 5 | 水戸北部 | 6 |
| 6 | 茨城 | 19 |
| 7 | 西水戸 | 140 |
| 8 | 石岡 | 36 |
| 9 | 霞ヶ浦 | 70 |
| 154kV | | |
| 10 | 小山 | 240 |
| 11 | 佐野 | 41 |
| 12 | 野木 | 228 |

空容量(66kV系統)

送電線(2/3)

| 系統図番号 | 送電線名 | 空容量[MW] |
|-------|-------------|---------|
| | 66kV | |
| (19) | 北茨城線 | 0 |
| (20) | 勿来線 | 0 |
| (21) | 磯原線 | 40 |
| (22) | 臼場線 | 53 |
| (23) | 手綱線 | 13 |
| (24) | 松久保線 | 51 |
| (25) | 高萩線 | 6 |
| (26) | 常磐線 | 96 |
| (27) | 常北線 | 191 |
| (28) | 小木津線 | 67 |
| (29) | 日立山崎線 | 69 |
| (30) | 日鉱ニッケル線 | 33 |
| (31) | 白銀線 | 75 |
| (32) | 助川線 | 66 |
| (33) | 北多賀線 | 147 |
| (34) | 鮎川線 | 51 |
| (35) | 化成桜川線 | 51 |
| (36) | 多賀線 | 66 |
| (37) | 大みか線 | 3 |
| (38) | 日立大みか線 | 49 |
| (39) | 日立臨海線 | 0 |
| (40) | 真弓線 | 61 |
| (41) | 太子線 | 0 |
| (42) | 久慈線 | 27 |
| (43) | 常陸大宮線 | 0 |
| (44) | 宮の郷バイオマス1号線 | 0 |
| (45) | 山方線 | 0 |
| (46) | 孫目線 | 24 |
| (47) | 東海線 | 32 |
| (48) | 勝田線 | 153 |
| (49) | 青柳線 | 131 |
| (50) | 長砂線 | 53 |
| (51) | 湊線 | 27 |
| (52) | 大洗線 | 26 |
| (53) | 動燃大洗線 | 34 |
| (54) | 常澄線 | 30 |
| (55) | 酒門東線 | 50 |
| (56) | 常陸海浜線 | 66 |
| (57) | 常陸那珂工団線 | 46 |
| (58) | 北埠頭線 | 43 |
| (59) | 北見線 | 66 |
| (60) | 水戸南町線 | 42 |
| (61) | 飯田線 | 0 |
| (62) | 水戸ニュータウン1号線 | 0 |
| (63) | ソニー那珂1番線 | 53 |
| (64) | 赤塚線 | 32 |
| (65) | 岩間線 | 25 |
| (66) | 見川線 | 39 |
| (67) | 岩間工団線 | 51 |
| (68) | 水戸線(西水戸系) | 0 |
| (69) | 友部線 | 5 |
| (70) | 積水笠間線 | 31 |
| (71) | 横浜ゴム線 | 66 |
| (72) | 美野里線 | 27 |
| (73) | 柏原工団線 | 66 |
| (74) | 松下電工線 | 66 |
| (75) | 銚田線 | 0 |
| (76) | 高浜線 | 0 |
| (77) | 貝地線 | 2 |
| (78) | 呉羽線 | 47 |
| (79) | 上山線 | 0 |
| (80) | 北浦線 | 0 |
| (81) | 三晃土浦線 | 51 |
| (82) | 日立土浦線 | 51 |
| (83) | 出島線 | 0 |
| (84) | 建機出島線 | 51 |
| (85) | 霞ヶ浦用水線 | 39 |
| (86) | 木田余線 | 55 |
| (87) | 千代田工団線 | 51 |
| (88) | 神立線 | 48 |

| 系統図番号 | 送電線名 | 空容量[MW] |
|-------|-------------|---------|
| (89) | 中神立線 | 43 |
| (90) | 土浦線 | 147 |
| (91) | 霞ヶ浦線 | 92 |
| (92) | 学園中線 | 92 |
| (93) | 大穂線 | 7 |
| (94) | 筑波線 | 13 |
| (95) | 筑波大学線 | 23 |
| (96) | 大砂線 | 12 |
| (97) | クリーンセンター筑波線 | 19 |
| (98) | 明野線 | 43 |
| (99) | 真壁線 | 3 |
| (100) | 筑館線(筑館系) | 75 |
| (101) | 筑館線(筑波系) | 45 |
| (102) | 水戸線(新筑波系) | 0 |
| (103) | 下館線 | 0 |
| (104) | 日立結城線 | 51 |
| (105) | 日本電解線 | 51 |
| (106) | 日立五所宮線 | 51 |
| (107) | 三和線(小山系) | 213 |
| (108) | 山西線 | 167 |
| (109) | 南結城線 | 28 |
| (110) | 結城工団線 | 51 |
| (111) | 西山工団八千代線 | 0 |
| (112) | 三和線(総和系) | 222 |
| (113) | ウェーブロック総和線 | 51 |
| (114) | 丘里線 | 51 |
| (115) | 総和線 | 54 |
| (116) | 向古河線 | 30 |
| (117) | 南古河線 | 66 |
| (118) | JR栗橋線 | 30 |
| (119) | 北利根線 | 28 |
| (120) | 猿島線 | 58 |
| (121) | 川中子線 | 0 |
| (122) | 惣社町線 | 58 |
| (123) | 上三川線 | 56 |
| (124) | 栃木ビデオ線 | 0 |
| (125) | 下館線 | 112 |
| (126) | 高岳西山線 | 0 |
| (127) | 日立結城線 | 0 |
| (128) | 三和線 | 211 |
| (129) | 南結城線 | 0 |
| (130) | 間々田線 | 220 |
| (131) | 犬伏線 | 189 |
| (132) | 水代線 | 203 |
| (133) | 片柳線 | 51 |
| (134) | 宮町線 | 138 |
| (135) | 梅沢線 | 204 |
| (136) | 葛生線 | 29 |
| (137) | 関川線 | 140 |
| (138) | 三杉川線 | 0 |
| (139) | 赤麻線 | 154 |
| (140) | 板倉線 | 138 |
| (141) | 楠線 | 87 |
| (142) | 友沼線 | 180 |
| (143) | 総和線 | 186 |
| (144) | 山西線 | 157 |
| (145) | 大平線 | 215 |
| (146) | 多々良川線 | 60 |
| (147) | 館林線 | 51 |
| (148) | 板倉線 | 106 |
| (149) | 楠線 | 61 |
| (150) | 明和線 | 51 |
| (151) | 小泉線 | 51 |

空容量(66kV系統)

変電所(3/3)

| エリア番号 | 配電用変電所名 | 空容量[MW] |
|-------------|---------|---------|
| 66kV | | |
| 13 | 五浦 | 5 |
| 14 | 磯原 | 3 |
| 15 | 木皿 | 0 |
| 16 | 大子 | 2 |
| 17 | 手綱 | 0 |
| 18 | 里美 | 15 |
| 19 | 高萩 | 3 |
| 20 | 小木津 | 17 |
| 21 | 山方 | 0 |
| 22 | 日立 | 7 |
| 23 | 助川 | 9 |
| 24 | 北多賀 | 14 |
| 25 | 常陸大宮 | 0 |
| 26 | 常陸太田 | 4 |
| 27 | 真弓 | 14 |
| 28 | 多賀 | 9 |
| 29 | 水戸北部 | 0 |
| 30 | 大みか | 19 |
| 31 | 桂 | 0 |
| 32 | 笠松 | 4 |
| 33 | 飯田 | 0 |
| 34 | 長砂 | 11 |
| 35 | 勝田 | 14 |
| 36 | 堀町 | 4 |
| 37 | 赤塚 | 7 |
| 38 | 根本 | 14 |
| 39 | 常陸海浜 | 19 |
| 40 | 大町 | 19 |
| 41 | 水戸 | 19 |
| 42 | 笠間 | 0 |
| 43 | 岩瀬 | 0 |
| 44 | 白梅 | 19 |
| 45 | 見川 | 5 |
| 46 | 湊 | 6 |
| 47 | 内原 | 0 |
| 48 | 酒門東 | 7 |
| 49 | 千波 | 6 |
| 50 | 友部 | 0 |
| 51 | 協和 | 0 |
| 52 | 大洗 | 1 |
| 53 | 川島 | 0 |
| 54 | 下館 | 14 |
| 55 | 結城 | 9 |
| 56 | 真壁 | 0 |
| 57 | 岩間 | 0 |
| 58 | 南結城 | 2 |
| 59 | 明野 | 0 |
| 60 | 関城 | 0 |
| 61 | 八郷 | 0 |
| 62 | 美野里 | 0 |
| 63 | 筑波 | 1 |
| 64 | 竹原 | 4 |
| 65 | 石岡 | 0 |
| 66 | 古河 | 0 |
| 67 | 牛谷 | 19 |
| 68 | 諸川 | 0 |
| 69 | 貝地 | 8 |
| 70 | 下妻 | 6 |
| 71 | 総和 | 5 |
| 72 | 南古河 | 14 |
| 73 | 八千代 | 9 |
| 74 | 玉里 | 0 |
| 75 | 鉾田 | 0 |
| 76 | 上山 | 0 |
| 77 | 三和 | 6 |
| 78 | 大砂 | 0 |
| 79 | 大穂 | 0 |
| 80 | 神立 | 2 |
| 81 | 西土浦 | 0 |
| 82 | 大洋 | 0 |

| エリア番号 | 配電用変電所名 | 空容量[MW] |
|-------------|---------|---------|
| 83 | 猿島 | 5 |
| 84 | 木田余 | 10 |
| 85 | 出島 | 0 |
| 86 | 高津 | 10 |
| 87 | つくば並木 | 19 |
| 88 | 麻生 | 0 |
| 66kV | | |
| 89 | 茂木 | 2 |
| 90 | 梅沢 | 10 |
| 91 | 葛生 | 9 |
| 92 | 田沼 | 0 |
| 93 | 壬生 | 0 |
| 94 | 上郷 | 25 |
| 95 | 石橋 | 38 |
| 96 | 国分寺 | 20 |
| 97 | 惣社町 | 18 |
| 98 | 栃木 | 46 |
| 99 | 片柳 | 27 |
| 100 | 萱橋 | 9 |
| 101 | 小山 | 45 |
| 102 | 本郷町 | 71 |
| 103 | 沼和田 | 38 |
| 104 | 犬伏 | 13 |
| 105 | 水代 | 9 |
| 106 | 城山 | 45 |
| 107 | 南小山 | 57 |
| 108 | 赤麻 | 0 |
| 109 | 南佐野 | 43 |
| 110 | 田島町 | 19 |
| 111 | 東野田 | 71 |
| 112 | 乙女 | 22 |
| 113 | 南赤塚 | 31 |
| 22kV | | |
| 114 | 葛生変電所 | 0 |
| 66kV | | |
| 115 | 海老瀬 | 28 |
| 116 | 桶 | 52 |
| 117 | 館林 | 47 |
| 118 | 青柳 | 42 |
| 119 | うずら | 27 |

別紙6 入札・系統連系順位等に関する補足

1. 最低入札負担金単価について

- 入札にあたっては、電源接続案件募集プロセスの成立性を考慮し、最低入札負担金単価を設けます。
- 最低入札負担金単価は、原則として、入札対象工事費を応募容量^{※1}で除した単価といたします。ただし、連系等に伴う費用負担の一部が一般負担となることを踏まえ、当該系統連系希望者の電源種別ごとの一般負担の上限額を踏まえた一般負担単価を控除した金額を最低入札負担金単価とします。
- 最低入札負担金単価については、接続検討の回答に併せてお知らせいたしますので、十分ご確認の上、最低入札負担金単価以上の単価で、入札くださいますようお願いいたします。

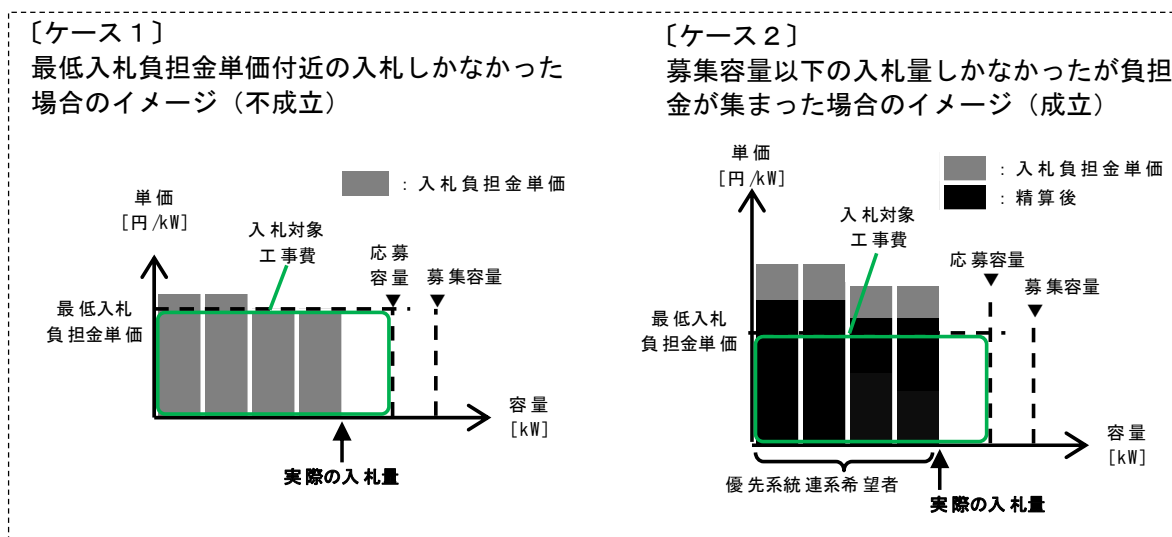
※1 応募容量が募集容量を上回る場合は、原則として、入札対象工事費を募集容量で除した単価とします。

[お知らせイメージ]

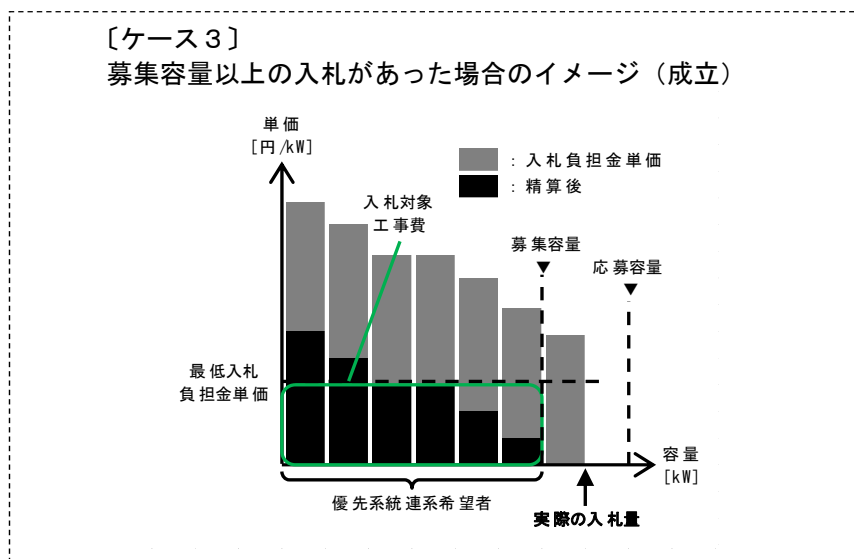
| 適用される費用負担ルール | 電源種別 | 最低入札負担金単価 [万円/kW] |
|--------------------|-------------------|----------------------|
| 費用負担ガイドライン | バイオマス（専焼） | ●● |
| | 地熱 | |
| | バイオマス（石炭混焼） | |
| | バイオマス（LNG混焼） | |
| | 原子力 | |
| | 石炭火力 | |
| | LNG火力 | |
| | 小水力 | |
| | 廃棄物（バイオマス(専焼)を除く） | |
| | 一般水力 | |
| | バイオマス（石油混焼） | |
| | 石油火力 | |
| | 洋上風力 | |
| | 陸上風力 | |
| | 太陽光 | |
| 電源線【入札対象工事が電源線の場合】 | すべて | 別途提示 |

2. 最低入札負担金単価と電源接続案件募集プロセスにおける入札の成否について

- 最低入札負担金単価は、原則として、入札対象工事費を応募容量^{*1}で除した単価を基準に設定いたしますが、実際の入札においては、接続検討の回答内容を踏まえ、入札を控える応募者がいることが想定されます。
- したがって、現実的には入札がなされた発電設備等の容量が応募容量を下回る可能性が大きく、その場合、入札者全員が最低入札負担金単価と同額の入札を行っていた場合であっても、入札は不成立となります（〔ケース1〕参照）。
- そこで、接続検討の回答時において、最低入札負担金単価と併せて、応募受付件数と応募容量をお知らせいたしますので、入札を成立させるためには、最低入札負担金単価を超える入札が必要となる可能性も考慮の上、入札負担金単価についてご検討ください。



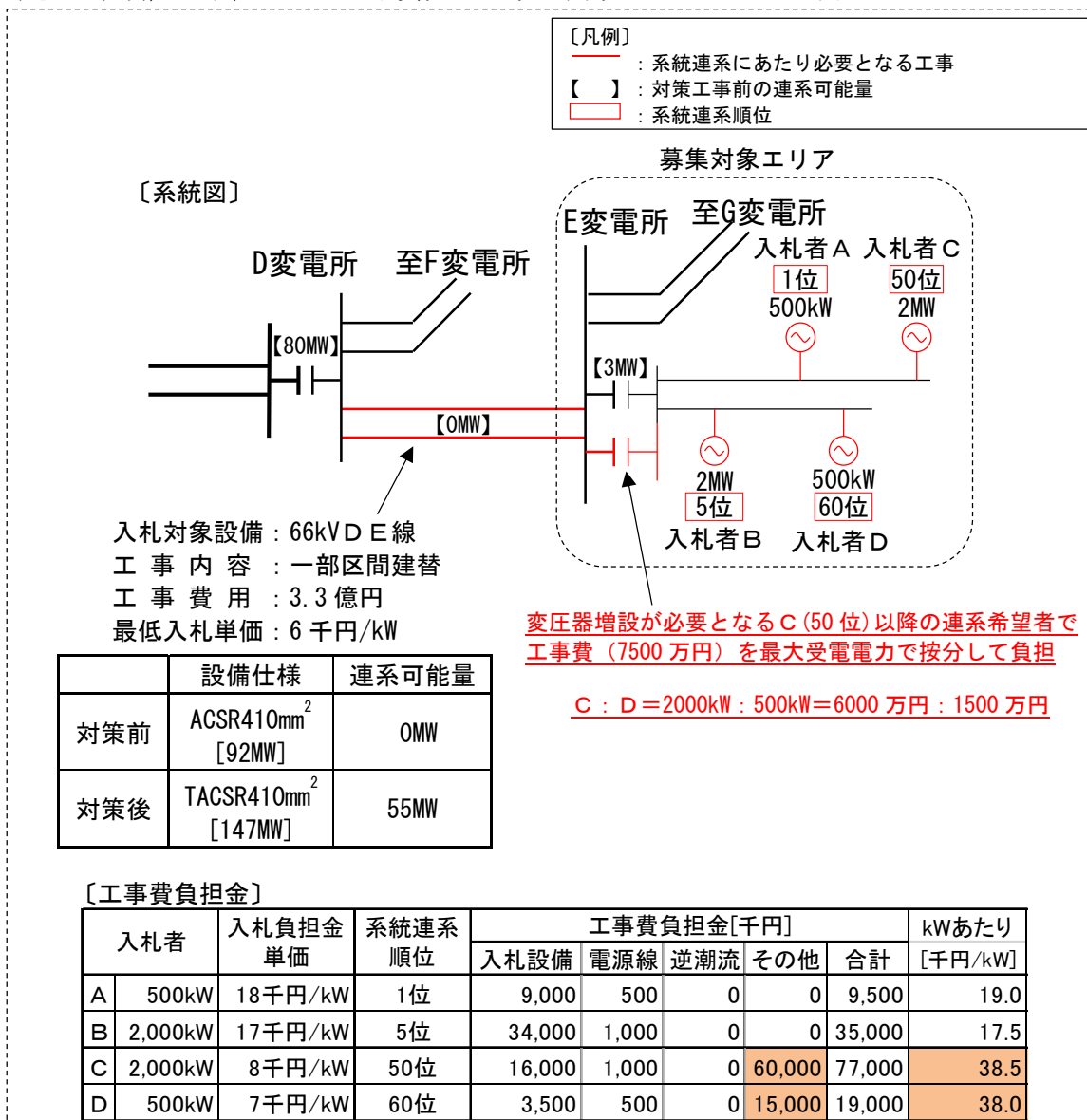
(参考) 募集容量以上の入札があった場合は、募集容量の範囲内で、入札負担金単価が高い順に連系できます。〔ケース3〕



3. 優先系統連系希望者の決定について

- 入札負担金単価が高い順に、募集対象エリア内の系統連系順位を決定します。
- 系統連系順位にしたがって、募集容量の範囲内の入札者を優先系統連系希望者に決定いたします。
- 入札者の最大受電電力が、残容量（「募集容量」－「上位の優先系統連系希望者の最大受電電力の合計値」）を超過する場合には、原則として、当該入札者を優先系統連系希望者とはいたしません（応募容量の変更は認めません）。この場合、当該入札者よりも上位の系統連系順位の入札者のみを優先系統連系希望者といたします。
- 入札対象工事以外の送電系統においては、系統連系順位にしたがって、対策工事の要否等の検討を行います。したがって、入札対象工事以外の送電系統の状況によっては、系統連系順位が下位の優先系統連系希望者の方が工事費負担金額が高額となる場合がありますので、ご留意下さい。

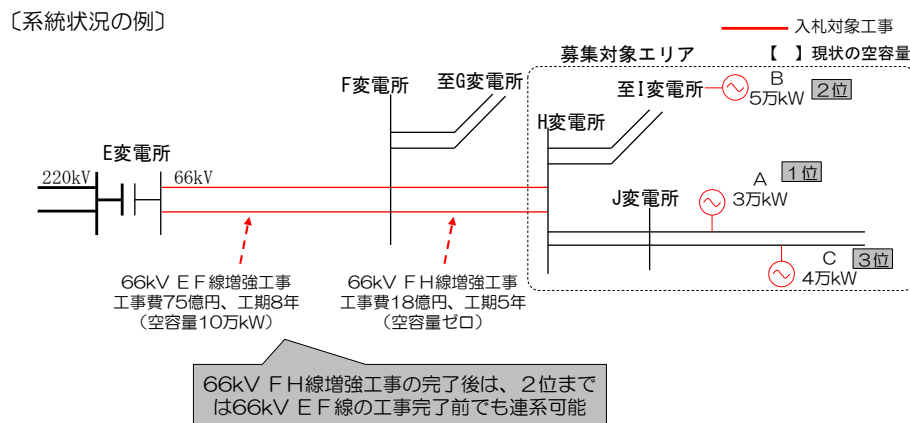
系統連系順位の低位の方が工事費負担金額が高額となるケースの例



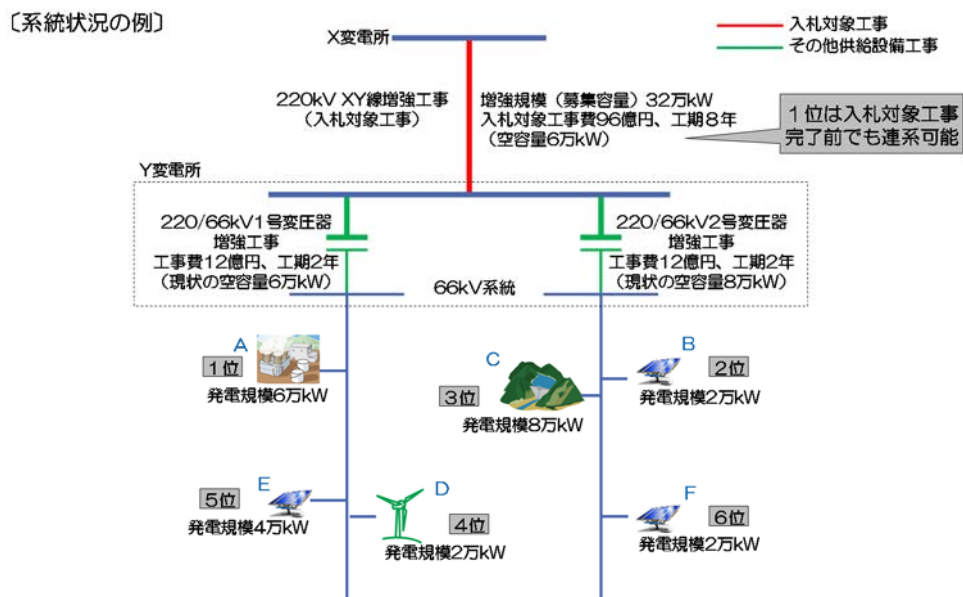
4. 入札対象工事の対象設備に連系可能量（空容量）がある場合の優先系統連系希望者の連系について

- 入札対象工事の対象設備について、次に示す事例のように入札対象工事の完了前に連系可能量（空容量）が生じる場合には、当該連系可能量の範囲内の系統連系順位の優先系統連系希望者は、連系可能とします※2※3※4。
 - 上記のように連系可能となる場合、当該優先系統連系希望者には再接続検討の回答においてお知らせします。
- ※2 優先系統連系希望者が実際に連系するにあたっては、当該優先系統連系希望者の連系に必要な電源線工事やその他供給設備工事等が完了している必要があります。
- ※3 優先系統連系希望者の最大受電電力が、残容量（「入札対象工事完了前の連系可能量（空容量）」－「上位の優先系統連系希望者の最大受電電力の合計値」）を超過する場合には、原則として、入札対象工事完了前に連系することはできません。
- ※4 連系可能量（空容量）が生じる場合においても、熱容量以外の要因（電圧変動面等）により、入札対象工事の完了前に連系できない場合があります。

〔事例1〕 入札対象工事が複数の工事で成り立っている場合で、一部の対策工事が完了すると連系可能量（空容量）が一部増加する場合



〔事例2〕 電源接続案件募集プロセスの開始以降に既契約申込者が契約申込みを取り下げた等により、連系可能量（空容量）が生じる場合



5. 不成立時に入札対象工事の対象設備に空容量が生じている場合の取扱いについて

- 優先系統連系希望者の入札負担金が入札の成立条件を満たさない場合等^{※5}は、原則として、本プロセスは不成立となりますが、本プロセス開始以降に既契約申込者が契約申込みを取り下げた場合等は、既存の送電系統に空容量が生じている場合があります。
- その場合は、原則として、空容量の範囲内の系統連系順位の入札者を優先系統連系希望者といたします^{※6}。

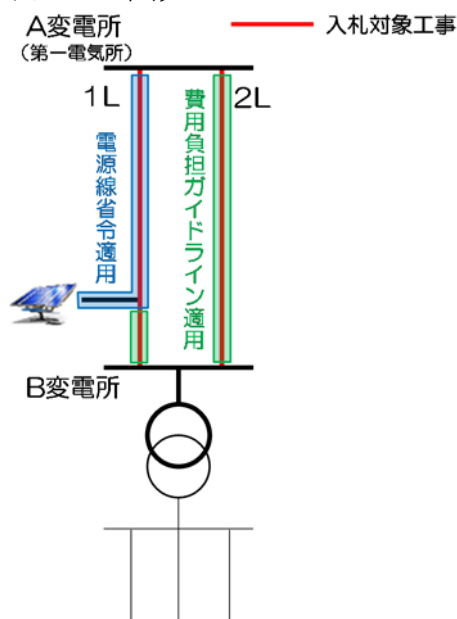
※5 入札負担金単価が著しく高額等の事由により、入札が成立しない蓋然性が高いと本機関が判断した場合を含みます。この場合、系統連系順位は、原則として抽選により決定します。

※6 この場合の優先系統連系希望者については、本文2.10(2)にかかわらず、本プロセスにおける行為（接続検討申込み、応募、入札等）は無効といたしません。

6. 入札対象工事を電源線として使用する場合の取扱いについて

- 入札対象工事の一部区間を電源線として使用する場合、当該区間については電源線に係る費用に関する省令の定義・考え方が適用されます（当該区間以外の区間の工事費については、費用負担ガイドラインが適用されます。）ので、入札対象工事における当該区間の工事費全額が特定負担となります。そのため、当該系統連系希望者の最低入札負担金単価が、同じ電源種別の電源よりも高くなる場合があります。
- 具体的な最低入札負担金単価については、接続検討の回答にあわせて該当する応募者に個別に提示いたします。
- なお、本プロセスの入札対象工事に接続する系統連系希望者は、当該区間の入札対象工事の工事費が特定負担となる見込みです。他方で、その他の系統連系希望者には、費用負担ガイドラインが適用されます。入札の成立条件は、入札対象工事に接続する系統連系希望者とその他の系統連系希望者の入札負担金等の合計額が、入札対象工事の工事費総額を満たすか否かで判断いたします。

[イメージ図]



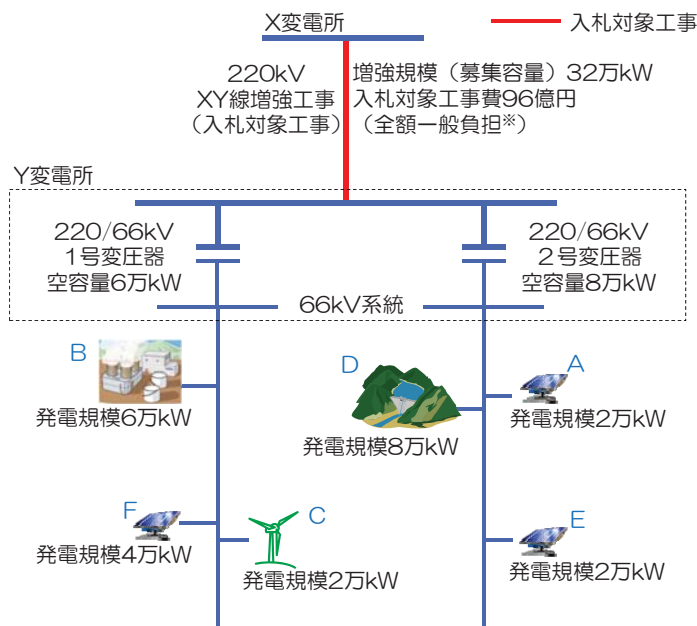
電源接続案件募集プロセスにおける 系統連系順位の決定 及び 工事費負担金算定イメージ (例示)

算定モデル

1

本資料では、工事費負担金の算定例として、次の系統及び入札負担金単価をモデルケースとして、発電事業者Dの工事費負担金（一般負担の上限超過額を含む。）を算定する。

〔系統状況〕



〔入札状況〕

| 発電事業者 | 入札負担金単価 [万円/kW] |
|----------|-----------------|
| A (太陽光) | 3.5 |
| B (地熱) | 3.0 |
| C (陸上風力) | 2.0 |
| D (一般水力) | 1.5 |
| E (太陽光) | 1.5 |
| F (太陽光) | 1.0 |

※一般負担の上限を考慮する前の費用算定

○入札負担金単価を補正のうえ、入札負担金単価が高い順に系統連系順位を決定

工事費負担金単価（補正後）

$$= \text{入札負担金単価} + \text{当該入札者の一般負担単価}^{\ast}$$

※ 当該入札者の一般負担単価 [円/kW]

= 入札対象工事費の一般負担額 [円]

／優先系統連系希望者の最大受電電力の合計 [kW]

ただし、当該入札者の電源種別の一般負担の上限を超える場合は、一般負担の上限額。

(参考) 一般負担の上限額

| 電源種別 | 一般負担の上限額 ^{※1} |
|-------------------------|------------------------|
| バイオマス（専焼） ^{※2} | 4.1万円/kW |
| 地熱 | |
| バイオマス（石炭混焼） | |
| バイオマス（LNG混焼） | |
| 原子力 | |
| 石炭火力 | |
| LNG火力 | |
| 小水力 ^{※3} | |
| 廃棄物（バイオマス（専焼）を除く） | |
| 一般水力 ^{※4} | |
| バイオマス（石油混焼） | |
| 石油火力 | |
| 洋上風力 | |
| 陸上風力 | |
| 太陽光 | |

※1：税抜き ※2：バイオマスに該当する廃棄物のみを燃焼するものを含む

※3：1,000kW以下 ※4：1,000kWを超えるもの

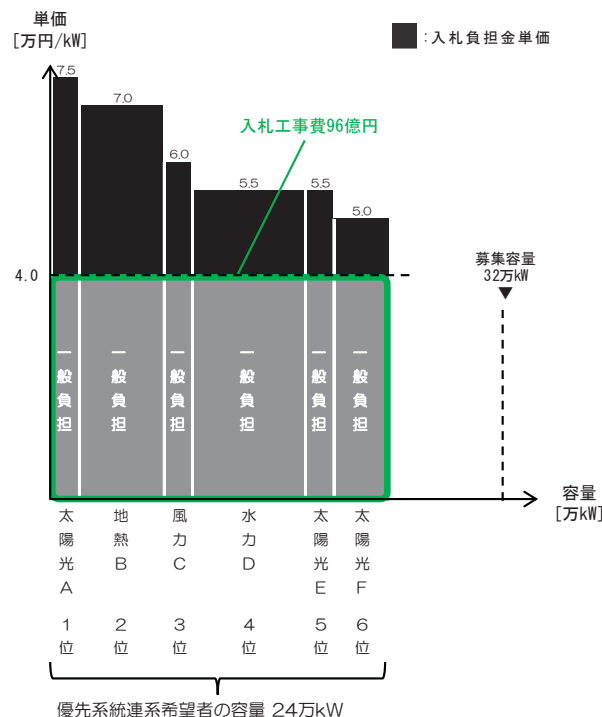
（広域機関HPの抜粋）

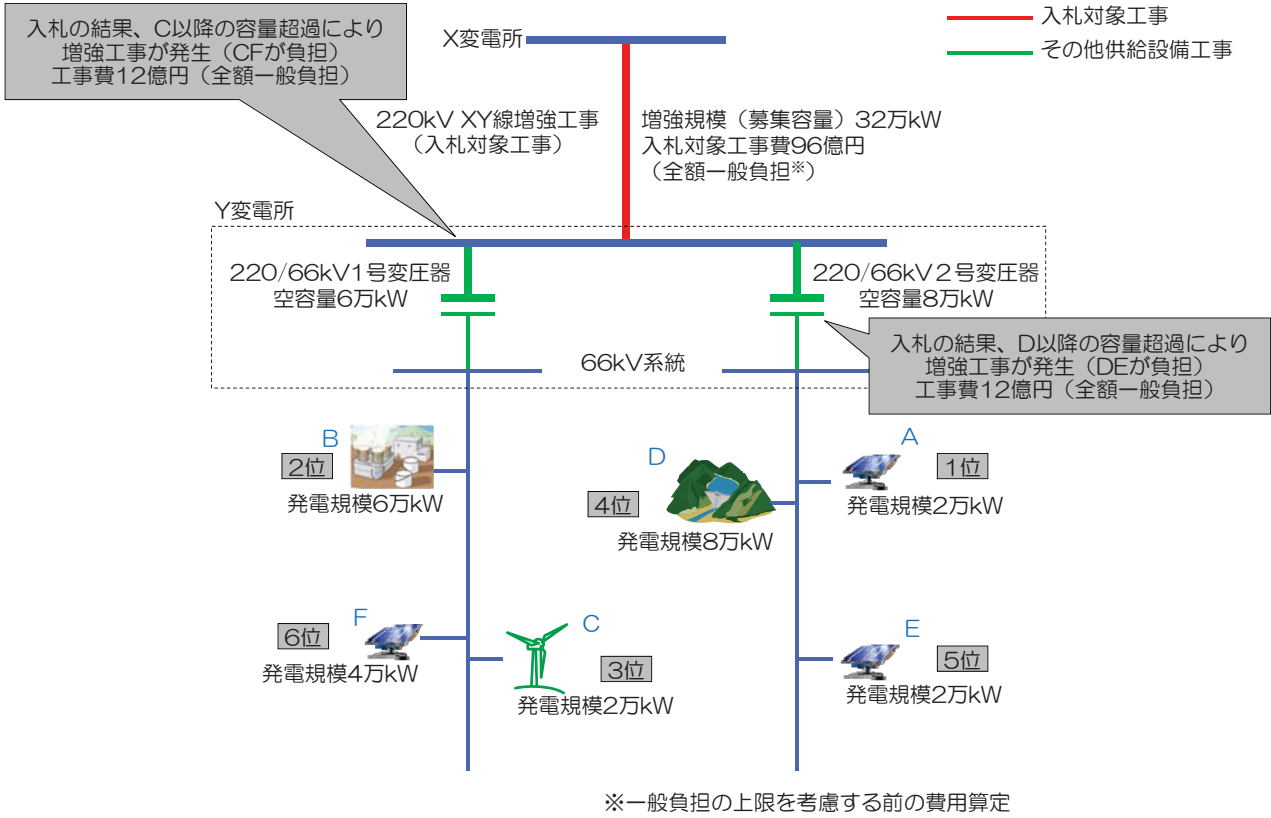
- 一般負担単価
 = 入札対象工事費の一般負担額 / 優先系統連系希望者の最大受電電力の合計
 = 96億円 / 24万kW = 4.0万円/kW
- 入札負担金単価に上記によって算出された一般負担単価を一般負担の上限額を限度として加算した上で、単価が高い順に系統連系順位を決定

| 発電事業者 | 発電規模 [万kW] | 入札負担金単価 [万円/kW] | 一般負担単価 [万円/kW] | 入札負担金単価 (補正後) [万円/kW] | 系統連系順位 | 優先系統連系希望者 |
|----------|------------|-----------------|----------------|-----------------------|--------|-----------|
| A (太陽光) | 2 | 3.5 | 4.0 | 7.5 | 1 | ○ |
| B (地熱) | 6 | 3.0 | 4.0 | 7.0 | 2 | ○ |
| C (陸上風力) | 2 | 2.0 | 4.0 | 6.0 | 3 | ○ |
| D (一般水力) | 8 | 1.5 | 4.0 | 5.5 | 4* | ○ |
| E (太陽光) | 2 | 1.5 | 4.0 | 5.5 | 5* | ○ |
| F (太陽光) | 4 | 1.0 | 4.0 | 5.0 | 6 | ○ |
| 合計 | 24 | — | — | — | — | — |

※ 補正後の入札負担金単価が同値のもので、抽選により上記の順位になったと仮定

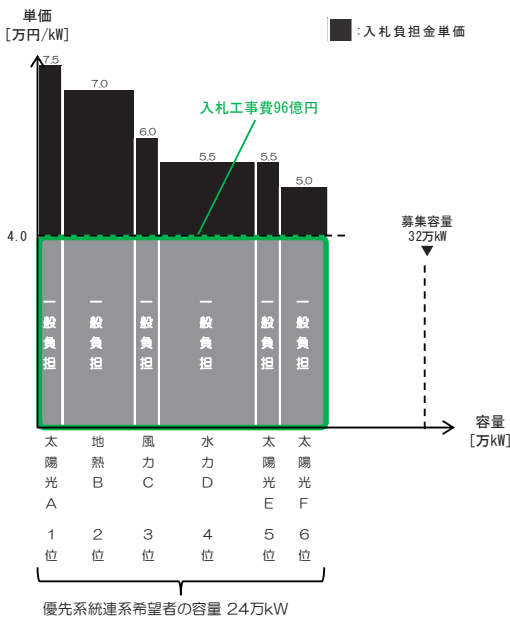
〔①入札対象工事（220kV X Y線増強工事）〕



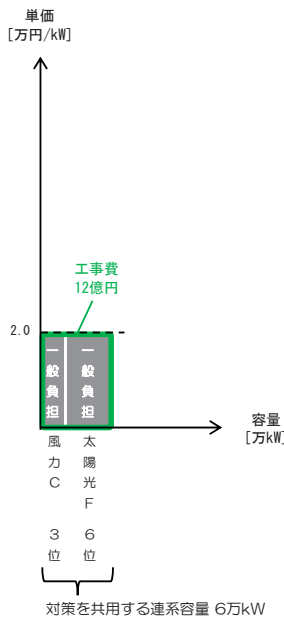


工事費負担金の算定イメージ（再接続検討時）

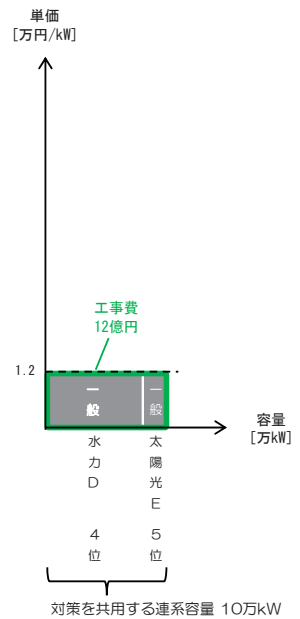
〔①入札対象工事（220kV X Y線増強工事）〕



〔②その他供給設備工事〕
(Y変電所1号変圧器増強工事)

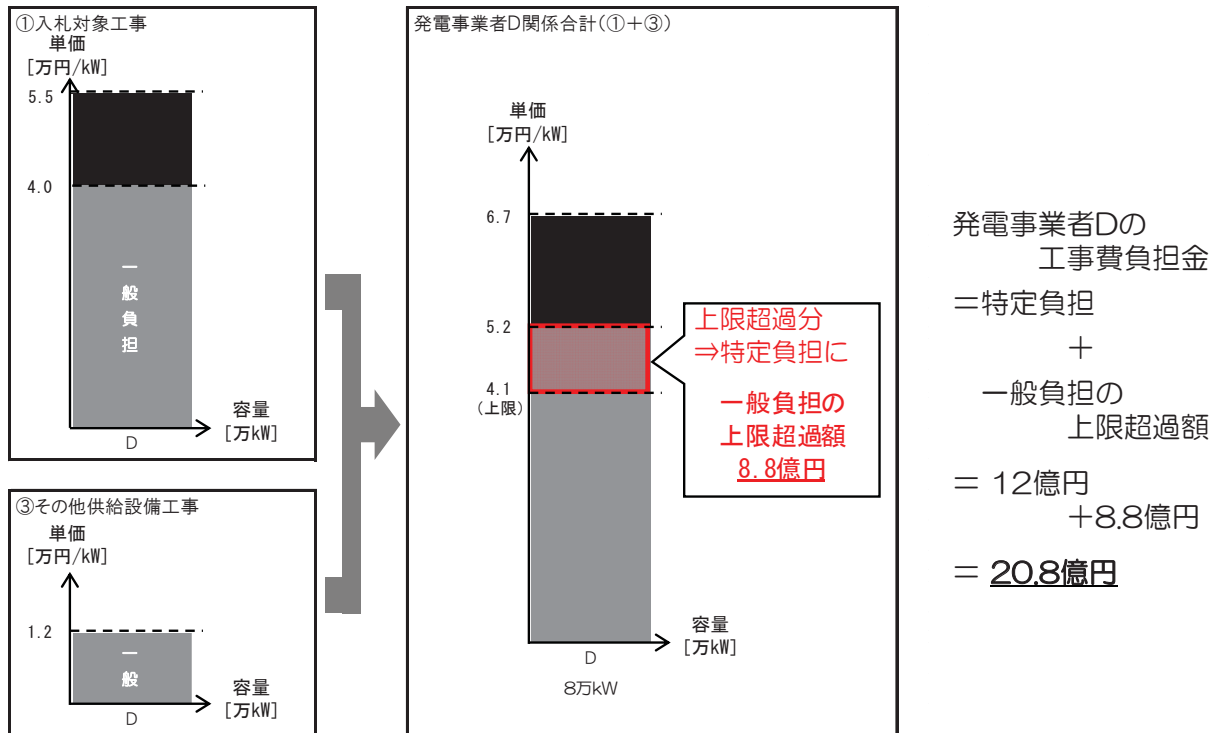


〔③その他供給設備工事〕
(Y変電所2号変圧器増強工事)



注) 一般負担の上限超過額算定前

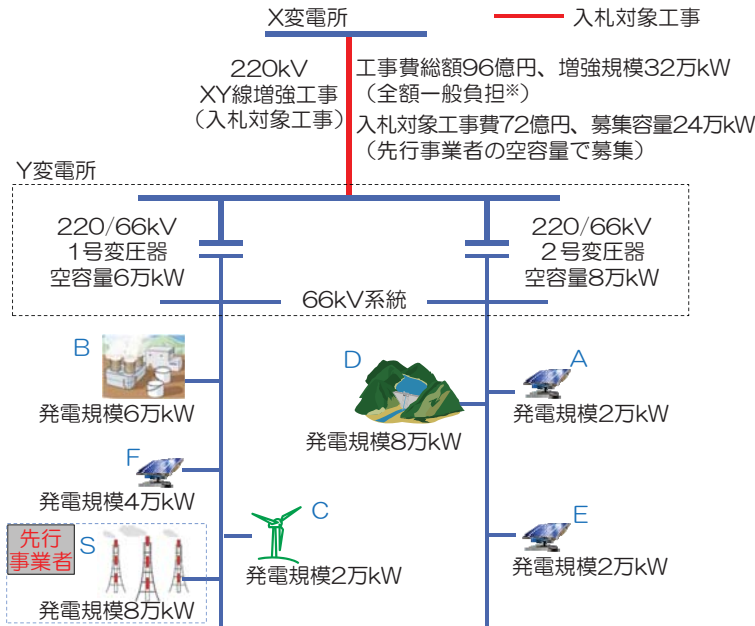
【工事費負担金の算定イメージ（発電事業者Dの場合）】



電源接続案件募集プロセスにおける
工事費負担金補償金額の原則確定 及び
先行事業者等が辞退した場合の精算イメージ
(例示)

プロセス完了以降に、先行事業者や優先系統連系希望者が辞退した場合の精算例として、次の系統および入札負担金単価をモデルケースとして、入札対象工事に関する費用負担イメージを示す。

〔系統状況〕



〔入札状況〕

| 発電事業者 | 入札負担金単価 [万円/kW] |
|----------|-----------------|
| A (太陽光) | 3.5 |
| B (地熱) | 3.0 |
| C (陸上風力) | 2.0 |
| D (一般水力) | 1.5 |
| E (太陽光) | 1.5 |
| F (太陽光) | 1.0 |

※一般負担の上限を考慮する前の費用算定

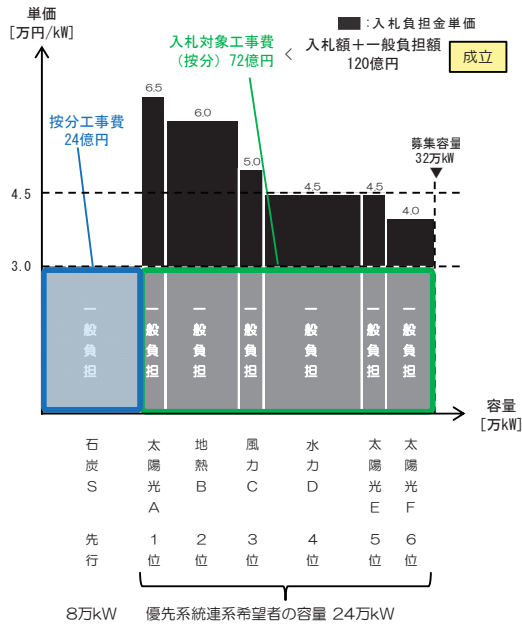
本モデルケースにおける系統連系順位の決定

- 一般負担単価
 = 入札対象工事の工事費総額の一般負担額 / 優先系統連系希望者及び先行事業者の最大受電電力の合計
 = 96億円 / 32万kW = 3.0万円/kW
- 入札負担金単価に上記によって算出された一般負担単価を一般負担の上限額を限度として加算した上で、単価が高い順に系統連系順位を決定

| 発電事業者 | 発電規模 [万kW] | 入札負担金単価 [万円/kW] | 一般負担単価 [万円/kW] | 入札負担金単価 (補正後) [万円/kW] | 系統連系順位 | 優先系統連系希望者 |
|----------|------------|-----------------|----------------|-----------------------|--------|-----------|
| A (太陽光) | 2 | 3.5 | 3.0 | 6.5 | 1 | ○ |
| B (地熱) | 6 | 3.0 | 3.0 | 6.0 | 2 | ○ |
| C (陸上風力) | 2 | 2.0 | 3.0 | 5.0 | 3 | ○ |
| D (一般水力) | 8 | 1.5 | 3.0 | 4.5 | 4* | ○ |
| E (太陽光) | 2 | 1.5 | 3.0 | 4.5 | 5* | ○ |
| F (太陽光) | 4 | 1.0 | 3.0 | 4.0 | 6 | ○ |
| 合計 | 24 | — | — | — | — | — |

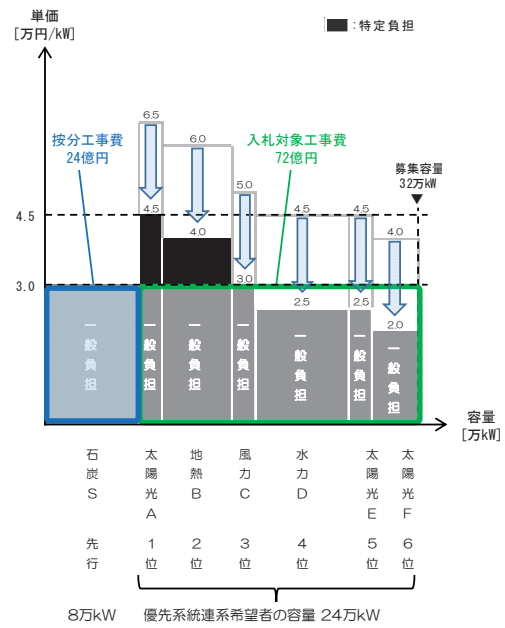
※ 補正後の入札負担金単価が同値のもので、抽選により上記の順位になったと仮定

①入札後（再接続検討時）



- 工事費総額96億円に対し、募集プロセスとして必要な按分負担額72億円
- 募集プロセスにおける入札額と一般負担額の合計は120億円であり、入札成立

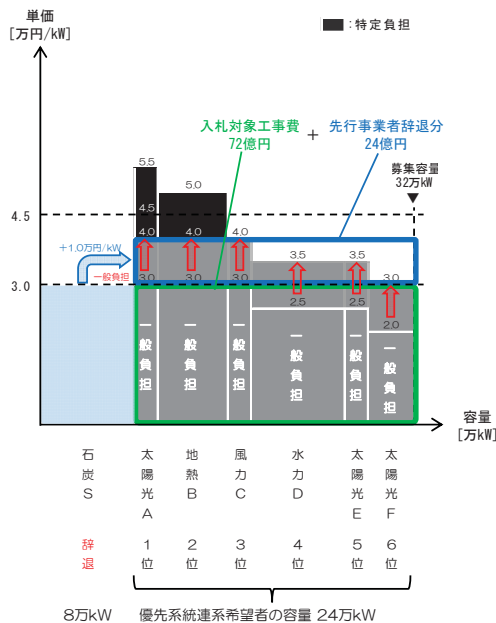
②工事費負担金確定時（工事費負担金補償契約時）



- 入札対象工事費を48億円超過しており、2.0万円/kW（=48億円/24万kW）について減額補正
- 全ての優先系統連系希望者と工事費負担金補償契約が締結された場合、プロセスが完了し、工事費負担金補償金が原則確定

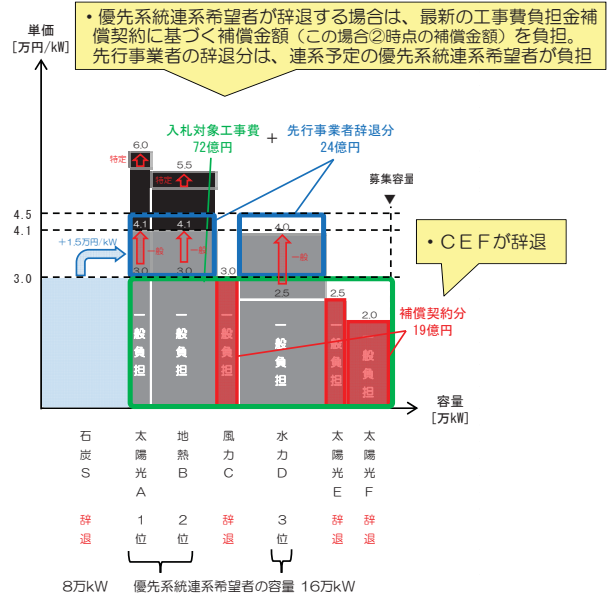
先行事業者等が辞退した場合の精算イメージ

③先行事業者S辞退時



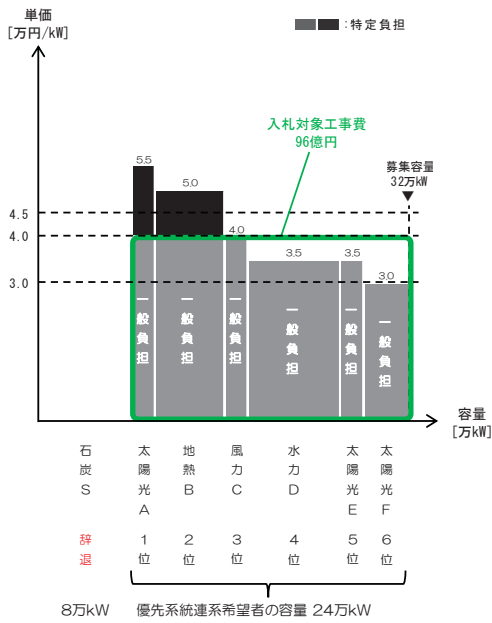
- 石炭Sの負担予定であった一般負担24億円が優先系統連系希望者（24万kW）に按分され増額補正（+1.0万円/kW）

④③の先行事業者S辞退時にC E F 辞退

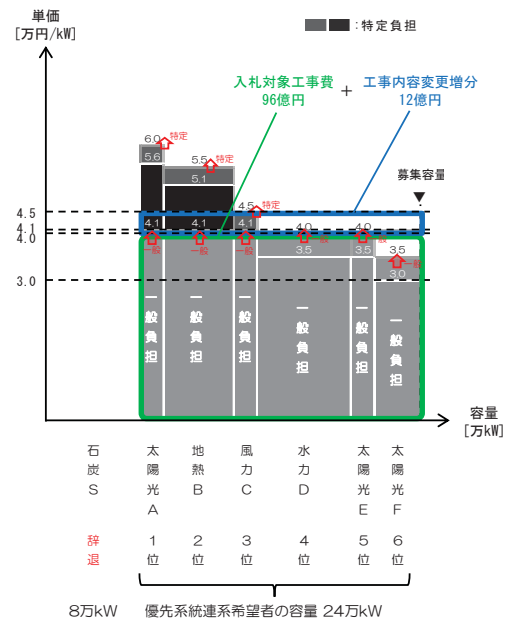


- 優先系統連系希望者が辞退する場合は、最新の工事費負担金補償契約に基づく補償金額（この場合②時点の補償金額）を負担。先行事業者の辞退分は、連系予定の優先系統連系希望者が負担
- 優先系統連系希望者が辞退した場合は、最新の工事費負担金補償契約に基づく補償金額（この場合、②時点の補償金額）をご負担いただくため、プロセス完了後に工事費負担金が増加していない限り、他の優先系統連系希望者に影響はない
- ただし、先行事業者の辞退に伴い、優先系統連系希望者（この場合、C E F）が辞退した場合は、先行事業者の辞退による増加負担分をカバーする優先系統連系希望者が減るため、連系予定の優先系統連系希望者（この場合、A B D）だけでカバーすることとなる（他の優先系統連系希望者と共用する入札対象工事以外の対策工事も同様の取扱いとなる）

④ 先行事業者S辞退後、全ての優先系統連系希望者で引き続き工事を実施



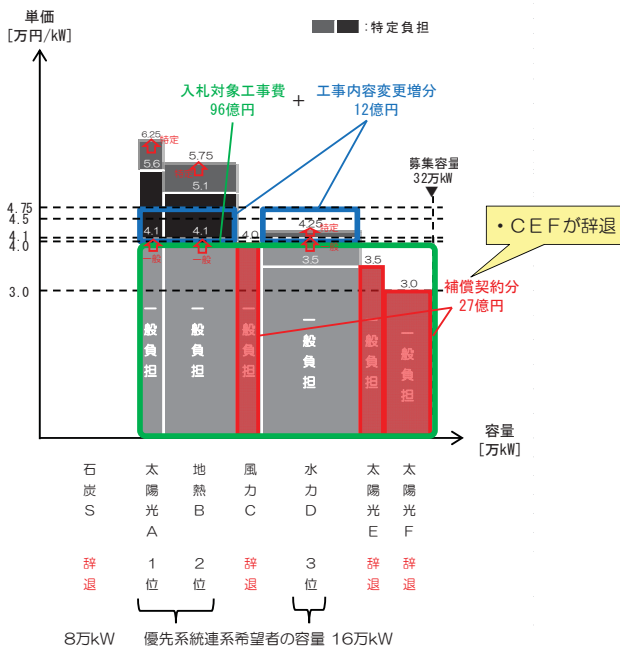
⑤ 工事内容変更による増額補正



先行事業者Sが辞退した後、全ての優先系統連系希望者が、増額補正 (+1万円/kW) された見直し後の工事費負担金を負担可能な場合、工事費負担金補償契約を見直し (補償金額の見直し) の上、工事を進めることになる

その後、工事内容が変更となり、増分工事費12億円が優先系統連系希望者 (24万kW) に按分され増額補正 (+0.5万円/kW) [先行事業者の辞退に次いで、更なる増額補正を想定したケース] ⇒既に一般負担の上限 (4.1万円/kW) に達している場合は、特定負担が増加

⑥ ⑤の工事内容変更時にCEF辞退



優先系統連系希望者 (この場合、CEF) が辞退する場合は、最新の工事費負担金補償契約に基づく補償金額 (この場合、④時点の補償金額) を負担
 工事費と補償金額の差額分を、連系予定の優先系統連系希望者 (この場合、ABD) が負担

別紙8 応募容量が募集容量を超過した場合等の入札方法について

○ 応募容量が募集容量を超過している場合等においては、原則として※¹、入札段階において、「募集要綱に記載の増強工事」に加えて「全ての応募者が連系可能な増強工事」等※²の複数の増強工事を入札対象工事として提示します。

○ この場合の入札方法等は次のとおりです。

1. 入札方法

- 入札者は工事費・工期などから上位系統対策として負担可能な額（入札額）にて、受容可能な入札対象工事に入札申込みを行ってください。

〈例〉入札対象工事が2つ（連系可能量：増強工事① < 増強工事②）の場合、入札額を検討の上、申し込む入札対象工事について、次のいずれかを選択

- 増強工事①のみ
- 増強工事① 及び 増強工事②

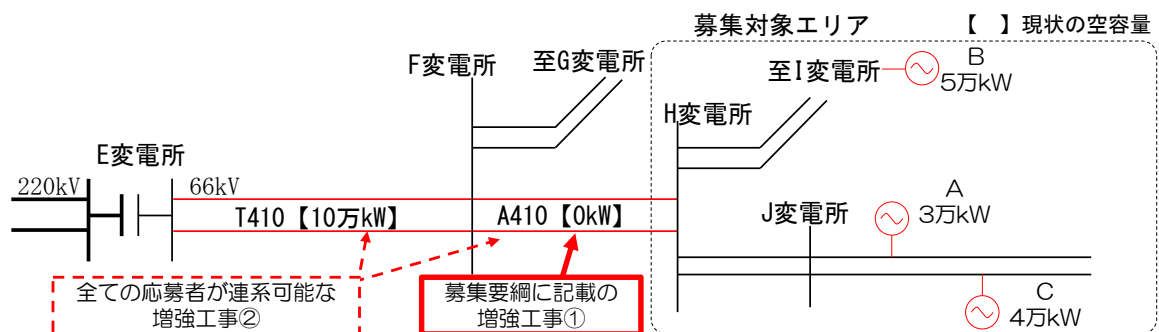
2. 対策工事決定方法

- 入札の成立条件を満足した増強工事のうち、原則として、最も優先系統連系希望者の最大受電電力の合計が大きい増強工事を入札対象工事として選定し、本プロセスを進めます。

※1 超過量が僅少で入札段階では募集容量以下となる蓋然性が高い又は「全ての応募者が連系可能な増強工事」が著しく高額等の事由により「全ての応募者が連系可能な増強工事」を入札対象工事としたとしても入札が成立しない蓋然性が高いと本機関が判断した場合は、「全ての応募者が連系可能な増強工事」を入札対象工事として提示しないことがあります。

※2 「募集要綱に記載の増強工事」及び「全ての応募者が連系可能な増強工事」に加えて、他の増強工事を入札対象工事として提示する場合があります。

[系統状況の例]



[入札状況の例]

| 入札者 | 入札額(単価) | 入札申込み | |
|-----|-------------|-----------------------|------------------------|
| | | 増強工事① (+9万kW、18億円、5年) | 増強工事② (+13万kW、93億円、8年) |
| A | 3万kW 8万円/kW | ○ (1位) | ○ (1位) |
| B | 5万kW 4万円/kW | ○ (2位) | - (入札せず) |
| C | 4万kW 2万円/kW | ○ (3位、ただし落選) | - (入札せず) |
| 総額 | - | 当選者ABで4.4億円(成立) | 24億円(不成立) |

別紙9 入札の成立条件を満たさない場合における対応について

- 優先系統連系希望者の入札負担金が入札の成立条件を満たさない場合、入札の成立に向けて、原則として※1、次の取り組みを行います。

※1 記載の内容以外にも成立に向けた取り組みを行う場合があります。

〔ステップ1〕 系統増強規模の縮小（縮小できる増強工事案がある場合）

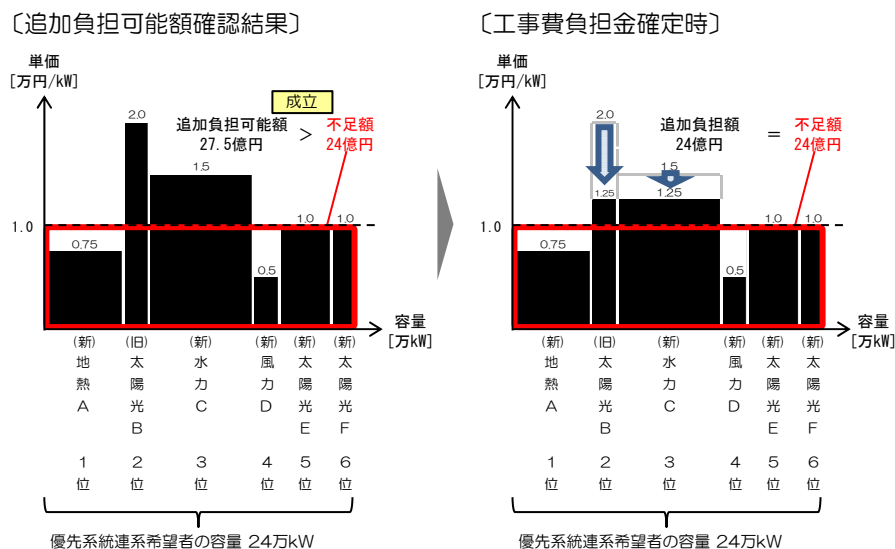
- 入札対象工事の規模を縮小することにより、連系可能量が減少するものの、必要工事費を低減することで、一部又は全ての入札者を優先系統連系希望者として入札の成立条件を満たすことを志向します。

〔ステップ2〕 追加負担可能額の確認

- 優先系統連系希望者に、入札を成立させるために必要な額（「増強工事費」と「優先系統連系希望者の入札額の合計」の差）を通知の上、入札額に加えて負担可能な額（追加負担可能額）を確認し、追加負担可能額の合計が必要額を充足することにより、入札の成立条件を満たすことを志向します（必要額を入札者の最大受電電力で按分した額の負担可否を確認する場合があります）。

- ・ 追加負担可能額に対しては、追加の第1次保証金（入札保証金）を求めません。
- ・ 系統連系順位は、追加負担可能額にかかわらず、当初の入札時の入札負担金単価に基づき付与された順位とします（追加負担可能額によって系統連系順位を見直すことはありません）。
- ・ 追加負担可能額の確認の結果、入札の成立条件を満足した場合、必要額を追加負担可能額の合計が超過した額については、工事費負担金確定時における入札対象工事の工事費負担金の減額補正（本文3.3参照）において、多くの追加負担可能額（単価）を申し出た優先系統連系希望者から減額補正を行います。

〈例〉追加負担可能額の減額補正イメージ



〔ステップ3〕再入札（縮小できる増強工事案がある場合）

○ 系統増強規模の縮小（ステップ1）や追加負担可能額の確認（ステップ2）を行ってもなお、入札の成立条件を満たさない場合、当初の入札において入札申込みがなされた容量を考慮の上、入札対象工事の規模を縮小し、全ての応募者を対象に、再度、入札（以下、「再入札」という。）を行い、当初の入札対象工事が長期である等の理由で入札を控えていた応募者が、縮小した増強工事案では短期である等の理由で再入札に入札申込みを行うことにより、入札の成立条件を満たすことを志向します。

- ・ 再入札を行う場合、当初の入札において付与された系統連系順位は無効となり、再入札時の入札負担金単価により改めて付与されます。

そのため、当初の入札では連系可能量の範囲内であるとして優先系統連系希望者であった応募者が、連系可能量の減少や当初の入札時の入札辞退者が入札することにより、非優先系統連系希望者となる場合があります。

- ・ 縮小された増強工事案は、当初の入札対象工事よりも必要工事費は低減するものの、連系可能量も減少するため、最低入札負担金単価が高くなる場合があります。
- ・ 本プロセスにおいて暫定的に確保する送電系統の容量として、縮小した増強工事案の連系可能量を上限に、再入札において入札申込みがなされた容量を確保します。但し、当初の入札締切以降に本プロセス周辺エリア等の他の系統連系希望者により契約申込みがなされたことによって本プロセスの上位系統の送電系統の容量が確保された場合は、当初の入札により確保されている容量が、再入札における連系可能量となる場合があります。
- ・ 第1次保証金については、当初の入札時より入札負担金単価を増額する場合は差額の第1次保証金を申し受けます。なお、当初の入札時から減額する場合、その差額については、本プロセスの完了後、入札申込書（様式2-2）に記載の口座に返金します^{※2} ^{※3}。
- ・ 再入札でも入札の成立条件を満たさない場合、更なる系統増強規模の縮小（ステップ1）や追加負担可能額の確認（ステップ2）を行うことにより、入札の成立条件を満たすことを志向します。

※2 当該系統連系希望者が優先系統連系希望者として本プロセスが成立した場合は、当該優先系統連系希望者が負担する工事費負担金に充当します。

※3 当初の入札に入札申込みした系統連系希望者が、再入札に入札申込みしない場合も同様です。

〔留意事項〕

- 本資料における対応は、あくまでも入札の成立条件を満たさない場合における予備的な対応としての位置づけです。このため、本資料における対応が必要となった場合に、該当する系統連系希望者に対し、手続等について別途ご案内します。
- 追加負担可能額の確認（ステップ2）や再入札（ステップ3）を考慮して、入札者が事業性等から合理的に許容される入札負担金単価よりも低い単価で様子見する等の入札行動が考えられますが、当初の入札が形骸化して不要に追加負担可能額の確認や再入札を行うことによる電源接続案件募集プロセスの遅延を防止するため、当初の入札（系統連系順位）が尊重される（当初の入札が形骸化しない）ルールとしております。
- 入札者が事業性等から合理的に許容される入札負担金単価よりも低い単価で様子見する等の場合、次のとおり、入札者自身及び電源接続案件募集プロセス全体の不利益が考えられますので、当初の入札時から、事業性等から合理的に許容される入札負担金単価にて入札してください。

①系統連系順位が低く、結果として入札者の工事費負担金が高額となるリスク

- ・系統連系順位は当初の入札における入札負担金単価により付与されます。そのため、入札者が事業性等から合理的に許容される入札負担金単価よりも低い単価で入札した結果として入札の成立条件を満たさず、追加負担可能額の確認において多額の追加負担を行うことにより入札成立した場合でも、当初から入札者が事業性等から合理的に許容される入札負担金単価で入札した場合の系統連系順位より低い系統連系順位となっており、その結果、その他供給設備工事等の工事費負担金が高額となる場合があります（別紙6参照）。

②系統連系順位が低く、増強規模縮小にて成立した場合に入札者が連系できなくなるリスク

- ・系統増強規模の縮小（ステップ1）により入札成立する場合、追加負担可能額の確認において多額の追加負担を行おうと考えていても、系統連系順位が低いため、減少した連系可能量の範囲外の系統連系順位の系統連系希望者は、非優先系統連系希望者となるおそれがあります。
- ・なお、募集時点では系統連系希望者の接続系統や系統連系順位等が具体的でないため系統増強規模の縮小案がないと考えられた場合でも、入札後に入札者の接続系統や系統連系順位等に応じて具体的に検討した結果、系統増強規模の縮小が可能となる場合があります。

〈例〉 入札者が事業性等から合理的に許容される入札負担金単価より低い単価で入札したことによる連系可否等

入札者Cが様子見の単価2万円/kWで入札した場合

| 入札者 | 入札額(単価) | 順位 | 入札対象工事 〔送電線全線建替〕 (+9万kW、18億円) | 増強規模縮小 | 縮小後の増強工事 〔送電線一部建替〕 (+4万kW、8億円) |
|--------|----------|----|-------------------------------------|--------|--------------------------------------|
| A 1万kW | 3万円/kW | 1位 | ○(優先系統連系希望者) | | ○(優先系統連系希望者) |
| B 2万kW | 2.5万円/kW | 2位 | ○(優先系統連系希望者) | | ○(優先系統連系希望者) |
| C 3万kW | 2万円/kW | 3位 | ○(優先系統連系希望者) | | ×(非優先系統連系希望者) |
| 総額 | — | | 14億円(不成立) | | 入札者ABで8億円(成立) |

⇒ 入札者Cは連系できない

入札者Cが単価2.7万円/kWで入札した場合

| 入札者 | 入札額(単価) | 順位 | 入札対象工事 〔送電線全線建替〕 (+9万kW、18億円) | 増強規模縮小 | 縮小後の増強工事 〔送電線一部建替〕 (+4万kW、8億円) |
|--------|----------|----|-------------------------------------|--------|--------------------------------------|
| A 1万kW | 3万円/kW | 1位 | ○(優先系統連系希望者) | | ○(優先系統連系希望者) |
| B 2万kW | 2.5万円/kW | 3位 | ○(優先系統連系希望者) | | ×(非優先系統連系希望者) |
| C 3万kW | 2.7万円/kW | 2位 | ○(優先系統連系希望者) | | ○(優先系統連系希望者) |
| 総額 | — | | 16億円(不成立) | | 入札者ACで11億円(成立) |

⇒ 入札者Cは連系できるものの、系統連系順位は2位のため、結果としてその他供給設備工事等の工事費負担金が高額となるおそれ。

入札者Cが事業性等から合理的に許容される単価3.5万円/kWで入札した場合

| 入札者 | 入札額(単価) | 順位 | 入札対象工事 〔送電線全線建替〕 (+9万kW、18億円) |
|--------|----------|----|-------------------------------------|
| A 1万kW | 3万円/kW | 2位 | ○(優先系統連系希望者) |
| B 2万kW | 2.5万円/kW | 3位 | ○(優先系統連系希望者) |
| C 3万kW | 3.5万円/kW | 1位 | ○(優先系統連系希望者) |
| 総額 | — | | 18.5億円(成立) |

⇒ 入札者Cは連系可能。また、系統連系順位は1位。

③電源接続案件募集プロセスが遅延するリスク

- ・ 入札の成立条件を満たさない場合における対応により、当初の入札で成立した場合に比べて時間を要することから、結果としてプロセス完了が遅れ、接続契約締結や系統接続時期まで時間を要することになります。そのため、場合によってはFIT調達価格や調達期間に影響が及ぶおそれがあります。

別紙 10 広域系統長期方針に基づく流通設備効率の向上に向けた取組み

本機関は、広域系統長期方針に基づく流通設備効率の向上に向けた取組の一環として、電源接続や設備形成の検討に際しての「想定潮流の合理化」及び「N-1電制の先行適用」の検討を行ってまいりました。

その基本的考え方や具体的手法の検討が完了したため、以下の通り適用を開始していることをお知らせします。

なお、詳細につきましては、本機関のHP「広域系統整備委員会」及び「系統アクセスに関するお知らせ」で公表^{*}しています。

※ 本機関HP「広域系統整備委員会」

<http://www.occto.or.jp/iinkai/kouikikeitouseibi/index.html>

※ 本機関HP「系統アクセスに関するお知らせ」

<http://www.occto.or.jp/access/oshirase/index.html>

1. 想定潮流の合理化の適用

- これまで、電源接続や設備形成の検討を行う際、軽負荷期あるいは重負荷期などといった特定の時期において電源出力が最大となることを想定し潮流を算出しておりました。
- 「想定潮流の合理化」は、特定の時期だけでなく需要に応じて電源稼働の蓋然性評価を行うことで、現状の供給信頼度を大きく低下させることなく、電力系統の利用効率の向上を図るものです。
- 2018年4月1日から適用を開始しています。

2. N-1電制の先行適用（適用対象：特別高圧の系統に新たに接続される電源）

- 「コネクト&マネージ」の取り組みの一つである「N-1電制」は、単一設備故障時にリレーシステムで瞬時に電源制限を行うことで運用容量を拡大する取り組みになります。
- これまで、各一般送配電事業者によりその適用の実態や考え方にバラツキがあったため、統一的な考え方に基づいたN-1電制の適用に向け検討を進めていますが、合理的にN-1電制を実現するためには、効果や経済性を考慮した適切な電源を制限（オペレーション）し、これに伴う費用を受益に応じて応分に負担する仕組みが必要であり、電源制限に伴う正確な機会損失費用の把握やその費用を精算する仕組みなど、実現には相応の時間がかかるものと想定しています。
- このため、まずは、「N-1電制の適用を前提とし接続する新規電源」を電制対象者とする（オペレーションと機会損失費用負担者（N-1電制適用の受益者）を一致させる）場合において先行的にN-1電制を適用することとしました。
- 2018年10月1日から適用を開始しています。

以上

年 月 日

応募申込書

東京電力パワーグリッド株式会社 御中

住 所

会 社 名

代 表 者 氏 名

印

当社は、電力広域的運営推進機関が主宰する「北関東東部エリアにおける電源接続案件募集プロセス」に関し、2019年2月6日付募集要綱を承認の上、下記のとおり応募します。

記

| | |
|---|--|
| 1. 発 電 場 所 | |
| 2. 受 電 地 点 | |
| 3. 最大受電電力 | ※ 「接続検討申込書」様式2_5.(2)変更後_最大の受電電力を記載してください。 |
| 4. 売電先 (いずれかを選択) | <input type="checkbox"/> 一般送配電事業者(東電PG)・・・FIT電源として買取りを希望 <input type="checkbox"/> 小売り電気事業者(PPS)・・・FIT電源以外 <input type="checkbox"/> 未 定 ※ 混焼バイオマス等、FIT電源と非FIT電源を併せ持つ場合には「一般送配電事業者」を選択してください。 |
| 5. 連絡先 会社名 担当者名 郵便番号、住所 電話 FAX (任意) E-mail (上記が記載されている名刺の貼付でも可) | |

<申込み窓口 記入欄>

| | | | |
|------|--|-----|--|
| 受付番号 | | 受領日 | |
|------|--|-----|--|

年 月 日

入 札 書

東京電力パワーグリッド株式会社 御中

住 所

会 社 名

代 表 者 氏 名

印

当社は、電力広域的運営推進機関が主宰する「北関東東部エリアにおける電源接続案件募集プロセス」に関し、2019年2月6日付募集要綱を承認の上、下記のとおり入札します。

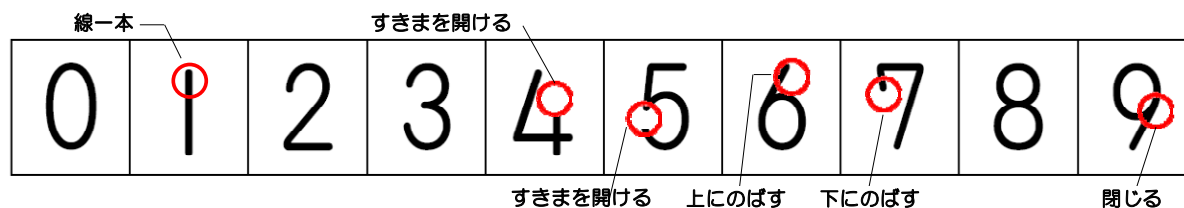
記

| | |
|--|--|
| 1. 応募申込時の受付番号 | |
| 2. 入札負担金単価* | 円/kW (税抜) 〔最低入札負担金単価以上の単価で入札してください〕 |
| 3. 第1次保証金額** (入札保証金額) | 円 (税込) 〔次の①または②のいずれか高い方 ① 入札負担金単価 [円/kW] (税抜) × 最大受電電力 [kW] × 5% + 税 ② 20万円 + 税 (小数点以下第一位で四捨五入)〕 |
| 4. 連絡先 会社名 担当者名 郵便番号、住所 電話 FAX (任意) E-mail | |

※ 入札負担金単価が最低入札負担金単価を下回る場合、及び振込期限までに第1次保証金の振込みがない場合、又は、不足している場合は、原則として、入札が無効となりますので、ご注意ください。

※ 消費税等相当額は入金締切日の税率にて算定ください。

注) 手書き時の算用(アラビア)数字の書き方



年 月 日

入札申込書

東京電力パワーグリッド株式会社 御中

住 所

会 社 名

代 表 者 氏 名

印

当社は、電力広域的運営推進機関が主宰する「北関東東部エリアにおける電源接続案件募集プロセス」に関し、2019年2月6日付募集要綱を承認の上、同封する入札書のとおり入札を申し込みます。

記

| | |
|---|-------------|
| 1. 応募申込時の受付番号 | |
| 2. 入札負担金単価 | 同封「入札書」のとおり |
| 3. 第1次保証金額 (入札保証金額) | 同封「入札書」のとおり |
| 4. 保証金返還時の口座 | |
| 銀行名 | |
| 支店名 | |
| 預金科目 | 普通 ・ 当座 |
| 口座番号 | |
| (フリガナ) 口座名義人の氏名 | |
| 5. 連絡先 会社名 担当者名 郵便番号、住所 電話 FAX (任意) E-mail | |

共同負担意思確認書 (共同負担の意思がある場合)

東京電力パワーグリッド株式会社 御中

住 所
会 社 名
代 表 者 氏 名 印

当社は、電力広域的運営推進機関が主宰する「北関東東部エリアにおける電源接続案件募集プロセス」に関し、
●●年●月●日付再接続検討の回答書の内容を承認するとともに、次に申告する負担可能上限額（入札額を除く。以下同じ。）を上限とする工事費負担金（入札額を除く。以下同じ。）を負担の上、連系等を行う意思があることを表明いたします*¹。

なお、当社は、他の優先系統連系希望者の辞退に基づく再接続検討の結果の工事費負担金が申告した負担可能上限額を上回る場合に辞退扱いとなること並びに辞退扱いとなる場合に同プロセスにおいて当社が行った全ての行為（接続検討申込み、応募、入札等）が無効となること及び当社が支払った第1次保証金が没収されることに異議を述べません（ただし、募集要綱に記載の返金規定に該当する場合は、この限りではありません）。

記

| | |
|--|------------------------------|
| 1. 応募申込時の受付番号 | |
| 2. 負担可能上限額（税抜）* ² （入札額を除く） | 円 （税抜） |
| 3. 第2次保証金額（税込）* ¹ （共同負担意思保証金） | 円 （税込） （第1次保証金（入札保証金）と同額） |
| 4. 連絡先 会社名 担当者名 郵便番号、住所 電話 FAX（任意） E-mail | |

※1 振込期限までに第2次保証金の振込みがない場合、又は、不足している場合は、原則として、共同負担意思の表明が無効となりますので、ご注意ください。

※2 本書による負担可能上限額の申告以降、原則として、申告額の変更は認められませんので、過少に申告して辞退として取り扱われることのないよう、事業性等から合理的に許容される最大限の額にて申告ください。

共同負担意思確認書

(共同負担の意思がない場合)

東京電力パワーグリッド株式会社 御中

住 所
会 社 名
代 表 者 氏 名

印

当社は、電力広域的運営推進機関が主宰する「北関東東部エリアにおける電源接続案件募集プロセス」に関し、以下の理由により、●●年●月●●日付再接続検討の回答書記載の工事費負担金の負担意思が無く、連系等を行うことを希望いたしません。

なお、当社は、同プロセスにおいて当社が行った全ての行為（接続検討申込み、応募、入札等）が無効となることを承認し、当社が支払った第1次保証金が没収されることに異議を述べません（ただし、募集要綱に記載の返金規定に該当する場合は、この限りではありません）。

記

| | |
|---|--|
| 1. 応募申込時の受付番号 | |
| 2. 連絡先 会社名 担当者名 郵便番号、住所 電話 FAX (任意) E-mail | |

【連系等を行うことを希望しない理由】 最も該当する番号に1つだけ○を付けて下さい。

- 1-1 工事費負担金（入札額を除く）が、接続検討回答時よりも高額で、負担可能な金額より高額
- 1-2 工事費負担金（入札額を除く）が、接続検討回答の範囲内ではあるものの、負担可能な金額より高額
- 2-1 所要工期が、接続検討回答時に示された工期よりも長く、事業として当該時期まで待てない
- 2-2 所要工期が、接続検討回答時に示された工期と同等又は早期ではあるものの、事業として当該時期まで待てない
- 3 応募以降の事業環境の変化
- 4 その他

年 月 日

辞 退 書

東京電力パワーグリッド株式会社 御中

住 所

会 社 名

代 表 者 氏 名

印

当社は、都合により、電力広域的運営推進機関が主宰する「北関東東部エリアにおける電源接続案件募集プロセス」を辞退いたします。

なお、当社は、上記電源接続案件募集プロセスに関する全ての行為（接続検討申込み、応募、入札等）が無効となることを承認し、当社が支払った保証金を没収されることに異議を述べません（ただし、募集要綱に記載の返金規定に該当する場合は、この限りではありません）。

記

| | |
|--|--|
| 1. 応募申込時の受付番号 | |
| 2. 連絡先 会社名 担当者名 郵便番号、住所 電話 FAX（任意） E-mail | |

【辞退の理由】最も該当する番号に1つだけ○を付けて下さい。

- 1-1 工事費負担金（入札額を除く）が、接続検討回答時よりも高額で、負担可能な金額より高額
- 1-2 工事費負担金（入札額を除く）が、接続検討回答の範囲内ではあるものの、負担可能な金額より高額
- 2-1 所要工期が、接続検討回答時に示された工期よりも遅く、事業として当該時期まで待てない
- 2-2 所要工期が、接続検討回答時に示された工期と同等又は早期ではあるものの、事業として当該時期まで待てない
- 2-3 所要工期が、共同負担意思の表明の前提とした工期を超過しており、事業として当該時期まで待てない
- 3 応募以降の事業環境の変化
- 4 その他